建築行政共用データベースシステム連絡協議会 第2回 企画改善部会

1	Ħ	時	平成 23	年 10 月 27 日 (不)	$13:30 \sim 16:30$	
2	場	所	建築行政	政情報センター第 1 会	議室	
3	次	第				
		(1)	部会長・副	副部会長異動(予定)	の報告	
		(2)	前回議事績	录の確認		
		(3)	総会報告	事項について		
		1	台帳・帳簿	登録閲覧システム関連		
		_		務所登録閲覧システム関	連	
				配信システム関連		
		_	掲示板シス	, <u> </u>		
		` ′	, , , ,	ケジュールについて		
		(5)	その他			
4	配作	寸資料				
	【資	[料1]	部会員名簿	等		p. 3
	【資	[料2]	平成 23 年	度第1回企画改善部会議	§事録	p. 4
	【資	[料3]	企画改善部	羽会検討結果 中間報告		p. ′
			台帳・帳簿	奪登録閲覧システム		p. 10
			建築士・事	事務所登録閲覧システム		p. 19
			通知•報告	告配信システム		p. 30
			掲示板シス	ステム		p. 30
			別紙 1	管理建築士改修イメー	ジ	p. 40
			別紙 2	所属建築士改修イメー	ジ	p. 45
			別紙3	業務報告督促機能改修	イメージ	p. 50
			別紙4	建築士システム改修に	関するお願い(フ	アンケート) p. 53
			別紙 5	掲示板システム 概要	版マニュアル	p. 5'
	【資	料4]	部会・WC	G開催スケジュール		p. 6'

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会員名簿

資料1

__________ 平成23年9月21日現在

	団体名	担当	压	名	所属	電話番号	E—ma i l
1	兵庫県	部会長 基準法システムWG座長	構	正樹	県土整備部住宅建築局建築指導課 指導係主査	078-341-7711 内 4718	kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp
2	東京都	副部会長 士法システムWG座長	鈴木	康弘	都市整備局市街地建築部建築企画課建築土担当係長	03-5388-3343	Yasuhiro_Suzuki@member.metro.tokyo.jp
3	山形県	基準法システムWG	鈴木	一章	県土整備部建築住宅課 構造審査主査	023-630-2636	suzukijuni@pref.yamagata.jp
4	茨城県	基準法システムWG	小褶	紀男	土木部都市局建築指導課 課長補佐	029–301–4727	n.onuma@pref.ibaraki.lg.jp
5	栃木県	士法システムWG	石原	寿彦	県 <u>土整備部建築課</u> 技師	028-623-2514	ken-sidohan@pref.tochigi.lg.jp
9	島根県	基準法システムWG	松田	路	土木部建築住宅課 主任	0852-22-6583	matsuda-kei@pref.shimane.lg.jp
2	日本ERI (株)	基準法システムWG	11/74	和夫	経営企画部 部長	03-3796-0223	k_konokawa@j-eri.jp
8	ビューローベリタスジャパン (株)	基準法システムWG	福口	智可	建築認証事業本部経営企画部 チーフテクニカルアソシェイト	045-664-3831	tomoka.horiguchi@jp.bureauveritas.com
6	(社) 日本建築士会連合会	士法システムWG	手島	清乃	建築士登録部	03-6436-1401	touroku@kenchikushikai.or.jp
10	(刊) 東京都建築士事務所協会	士法システムWG	西野	貴久	登録センター登録担当	03-5339-3337	jimu13@taaf.or.jp
11	(社) 東京建築士会	士法システムWG	小川 和久	和久	事務局	03-3536-7711	ogawa@tokyokenchikushikai.or.jp

国土交通省	士法システムWG	道山 重	住宅局建築指導課 課長補佐	03-5253-8111 (代) tooyama-a2mv@mlit.go.jp	w@mlit.go.jp
	士法システムWG	惠崎 孝之	住宅局建築指導課 係長	03-5253-8513 ezaki-t2xc@mlit.go.jp	Whlit.go.jp
	士法システムWG	篠崎 昌基	住宅局建築指導課 係長	03-5253-8513 shinozaki-m@	shinozaki-m8815@mlit.go.jp
	士法システムWG	相葉 正啓	住宅局建築指導課	03-5253-8513 aiba-m8310@mlit.go.jp	Anlit.go.jp

(一財) 建築行政情報センター	事務局	坂田 英督	システム部長	e-sakata@icba.or.jp	人保 博史	. 企画課長	kubo@icba.or.jp
	(基準法システムWG)	鳥居寿美男	システム部長代理	torii@icba.or.jp			
	事務局	大谷勝	事業部長	ootani@icba.or.jp	川口 律子	事業課	kawaguchi@icba.or.jp
	(土法システムWG)	金谷勇治	事業課長	kanaya_y@icba.or.jp	佐藤望	望 システム管理課	n-sato@icba.or.jp
		小池 政司	システム管理課主任 koike@icba.or.jp	koike@icba.or.jp			

■メーリングリスト:基準法システムWG db-kijunhou@ml.icba.or.jp / 士法システムWG db-sihou@ml.icba.or.jp

第1回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会 議事録(案)

時 平成 23 年 7 月 5 日 (火) 13:30~14:45

場 所 ICBA 4F 会議室

資 料

議事次第、部会員名簿

【資料1】部会員名簿

【資料2】平成22年度第2回企画改善部会(平成23年3月8日開催)議事録

【資料 3-1】第9回連絡協議会総会(平成23年4月28日開催)配付資料(抜粋)

【資料 3-2】第9回連絡協議会総会(平成23年4月28日開催)議事録

【資料 4-1】台帳システムのバグ及びご要望への対応状況について

【資料 4-2】台帳システムネットワーク環境問題の現況

【資料 5 】建築士システム改修仕様案

【資料 6-1】通知・報告配信システム運用事例報告

【資料 6-2】試行運用の方法とスケジュール

【資料 7-1】掲示板システムの検討課題(案)

【資料 7-2】掲示板システム概要版マニュアル<暫定>

【資料8 】利用料の概要と改定スケジュール

【資料9 】指定登録機関による登録建築士の申請書記載方法について

【資料 10 】 部会・WG開催スケジュール

出席者(敬称略、カッコ内は代理出席者)

部会長 大阪府:渡邉 俊行

副部会長 東京都:鈴木 康弘

山形県:鈴木 淳一

茨城県:小沼 紀男

栃木県:石原 寿彦

島根県:松田 啓

ビューローベリタスジャパン(株): 堀口 智可

(社)日本建築士会連合会:手島 清乃

(社)東京都建築士事務所協会:西野 貴久

(社)東京建築士会:小川 和久

国土交通省住宅局建築指導課:篠崎 昌基、相葉 正啓

(欠席 日本 ERI㈱:此川 和夫)

事務局 椋、大谷、坂田、鳥居、金谷、久保、小池、川口、佐藤

挨 拶

事務局 椋(ICBA専務理事)より、台帳システムのネットワーク環境問題について一定 の改善は見たが引き続き調査が必要であること、当部会でご検討いただいた機能改善等につ いてはシステムに反映したい旨、挨拶。

挨拶。

議事

- 1. 企画改善部会の部会員・事務局員の紹介(資料1)
 - ・部会長及び副部会長については、後任が決まるまで、暫定的に昨年度からの継続にてご就 任いただくこととする。
- 2. 前回議事録の確認(資料2)
 - ・事務局より、前回議事録について説明された。
- 3. 総会報告事項について(資料3-1、3-2)
 - ・事務局より、去る4月28日に開催された連絡協議会総会における企画改善部会の検討結果報告について、概要が説明された。
- 4. 部会及びWGにおける具体的な検討事項について

次のとおり事務局より説明され、今後取り組むべき課題について確認した。

- (1) 台帳・帳簿登録閲覧システム関連(資料4-1、4-2)
- (2) 建築士・事務所登録閲覧システム関連(資料5)
- (3) 通知・報告配信システム関連(資料6-1、6-2)
- (4) 掲示板システム関連(資料7-1、7-2)
- (5) 利用料その他(資料8、9)
- 5. 今後の検討スケジュールについて(資料10)

今年度末までの部会及びWG開催日程(案)について確認した。 なお、開催に当たっては別途事務局より案内を送付する。

以上

※11月11日総会(滋賀県)にて報告予定

企画改善部会検討結果 中間報告

企画改善部会について

- 1. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 (台帳・帳簿登録閲覧システム)
- 2. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 (建築士・事務所登録閲覧システム)
- 3. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- 4. 掲示板システムの運用方針

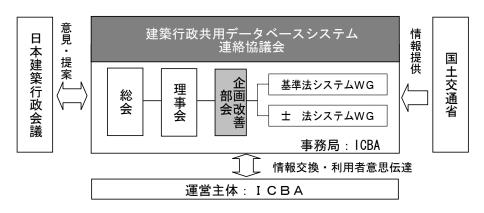
建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会

企画改善部会について

(1)設置趣旨

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、実際の利用者が 主体となって情報交換及び意見収集を行い、運営主体であるICBAに利用 者の意思を伝達する。

なお、情報交換及び意見収集等による課題検討を機動的に実施するため、 部会のもとに「基準法システムWG」及び「士法システムWG」を設置した。



(2)企画改善部会の構成

No.	団 体 名	ワーキング	備考
1	兵 庫 県	基準法システムWG	部会長・WG座長
2	山 形 県	同上	
3	茨 城 県	同上	
4	島 根 県	同上	
5	日本ERI (株)	同上	
6	ビューローベリタスジャパン (株)	同上	
7	東 京 都	建築士法システムWG	WG座長
8	栃 木 県	同上	
9	(社) 日本建築士会連合会	同上	
10	(社) 東京建築士会	同上	
11	(社) 東京都建築士事務所協会	同 上	

※国土交通省もオブザーバとして参加。

(3) 開催経過

企画改善部会(計 2 回) 第 1 回 H23.07.05/第 2 回 H 23.10.27 基準法システムWG(計 2 回) 第 1 回 H23.07.05/第 2 回 H 23.09.21 士 法システムWG(計 2 回) 第 1 回 H23.07.05/第 2 回 H 23.08.25

(4)企画改善部会及び各WGの役割

	企画改善部会	基準法システムWG	建築士法システムWG
	CWGの意見集約・各取	会 平 仏 ノ ハ ノ ム W 〇 <要望事項及び各種取組	<要望事項及び各種取
	組の方針整理>	に向けた意見交換>	組に向けた意見交換>
	◇各要望に対する優先	○台帳・帳簿登録閲覧シ	◇建築士·事務所登録閲
3,	度の考え方、今後の取	ステム	シークラング 覧システム
システ	組に向けた方針整理	・要望事項に対する意見	・要望事項に対する意見
テム	・台帳・帳簿登録閲覧シ	交換及び追加要望	交換及び追加要望
	ステム	優先度の考え方に対す	優先度の考え方に対す
曹	・建築士・事務所登録閲	る意見等	る意見等
	覧システム	- 1 <u>-</u> 1	7,2,7 4
	◇通知・報告配信S促進	◇通知・報告配信Sの促	◇掲示板システムの運
	に向けた意見集約	進に向けた検討	用検討
	・取り組むべき項目の整	・効率的な取組に向けた	・掲示板システムの概要
シ	理	意見交換	説明と現状
ス	◇標準様式、電子報告等	◇様式標準化の対象項目	・具体的な掲載内容の意
	・利用者のニーズ・シー	一覧	見交換等
システム運用	ズの収集、集約	・標準化に向けた意見交	
7.5	◇掲示板システムの運	換・検討	
	用方針		
	・利用者側が求める情報		
	の意見集約	A a . 48 A 1 a > 144 ~	A A 4 4 A 1 A 2 4 1 4 4 4
	◇OA部会との連携方	◇OA部会との連携テー	◇OA部会との連携テ
	法	マの抽出・検討	ーマの抽出・検討
	・OA部会への取組に向けた要請検討	・具体的な検討事項の抽 出・連携方法	・具体的な検討事項の抽 出・連携方法
	○ ○	□ · 上張力伝 ◇講習会・説明会実施方	□・歴券ガ伝 ◇業務場面ごとの関連
	ュアル等	法	資料整備への要望等
その	・具体的な要望の整理	- 利用者側のニーズの収	・情報提供のあり方等の
の	◇情報共有	集・集約	意見交換・整理
	各種情報提供の仕組み	◇業務場面ごとの関連資	70.000 400 11.11
	作り等の集約	料整備への要望等	
	◇利用料改正に向けた	・情報提供のあり方等の	
	要望事項の整理	意見交換・整理	
	・利用料算定の大枠説明		
	と今後の考え方		

平成23年度は、上記のうち太字部分を実施中。

1. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 (台帳・帳簿登録閲覧システム)

(1) 趣旨

台帳・帳簿登録閲覧システム(以下、「台帳システム」という)は、確認申請の受付や各種通知書の発行を行うシステムであり、確認審査担当にとって 共用データベースの中でも基幹部分をなすものである。

平成22年度は、当部会において台帳システムの改善要望事項の改修優先順位を検討した。平成23年4月28日に開催された連絡協議会総会では、その結果を踏まえて改修進捗状況及び今後の改修予定について、ICBAより説明された。

平成23年度は、昨年度に引き続き、現場における運用状況やその後の改善経過も踏まえ、改善要望内容について優先順位とともに検討し、今後の改善実施検討の基礎資料とすることを目的とする。

(2)検討方法

ICBAにて整理された改善要望事項について、基準法システムWGで議論し、優先順位を付した。基本的な考え方は次のとおり。

①重要度レベル

工数並びに利用頻度、汎用性及び代替措置の有無等を勘案し、重要度レベルをその高い順にA、B、Cの3つに区分した。

②改修工数

改修の所要期間の目安として、改修工数をICBAに照会し、次のとおり区分した。

所要1カ月程度 : 改修費100万円程度

所要 1 ~ 2 カ月程度: 改修費 100~200 万円程度

所要 3 カ月程度以上: 改修費 300 万円程度以上

(3) まとめ

以上を踏まえ、改修優先度を表1-1のとおりとりまとめた。

但し、システムの普及に伴い、新たな要望が出ることも予想されるため、 システム改善の検討は今後も引き続き行う必要がある。

表1-1 台帳システムに関する改修要望項目の優先度及びその対応

			重要		
優先順位	項目	概 要	度いい	改修工数	備考※
1	報告書送 信 (指定機 関向け)	報告先の特定行政庁を入力しやすくしてほしい。(予め利用者として登録された特定行政庁から選択する方式)	A		改修中
2	処分等の 概要書	「4. その他の処分」欄、「5. 定期報告等」欄、「6. 備考」欄の入力を容易にできるようにしてほしい。(現状では備考欄に違反の情報しか記載できない。違反以外の情報も記載したい。)	С		改修中
3	コピー機 能	確認審査引受通知書→確認審査報告書のコピ ー機能が必要			改修中
4	検索条件 不足	報告台帳における検索条件が足りない			改修中
5	受付機関	・ほくとにあった「受付機関」という項目がないため、どの出先機関で受けたデータなのか、 台帳検索でもデータ抽出でも分からない ・受け付けた出先機関が分かるように「受付機 関」という項目を設けてほしい ・出先機関ごとにデータを管理したり調査したり統計を取るなどしたいため			改修中
6	発番のデ フォルト 値	発番のデフォルト値を0にしてほしい			改修中
7	変更届削除、届出日編集	変更届を誤って2つ入力してしまうと削除で きない。届出日の修正もできない			改修中
8	データ抽出	完了検査のデータ抽出項目に法区分を追加してほしい。工事完了予定日で検索した場合、確認番号、確認年月日が出ない。中間検査では特定工程工事終了予定日で検索できない			改修中
9	データ抽出	確認等台帳情報に手数料を出してほしい			改修中
10	データ抽出	データ抽出機能 消防同意・通知の発行年月日を確認するにあたっては、申請内容の「消防(同意)通知を送付」で出せるが、発行したものしか出て来ない出力の有無に関わらず消防同意・通知の発行年月日を出したい。 要望として、「確認等台帳情報」に消防同意・通知の発行年月日項目があってほしい			改修中

優先順位	項目	概 要	重要度いい	改修工数	備考※
11	データ抽出	・確認等台帳情報では、申請日でも範囲指定できるようにしてほしい →申請日ベースでも統計を出しているため ・確認等台帳情報の印字項目に、「用途」を追加してほしい →一戸建ての中間検査が何件、共同住宅の中間 検査が何件といったような統計を取っている			改修中
12	データ抽出	ため ①「適判機関へ適判事前通知を送付」、②「適 判機関へ適判依頼通知を送付」、③「適判機関 から審査結果を受領」が各3件ある(移行元デ ータが各3件あるため)とき、データ抽出は3 ×3×3=27件出力されてしまう。建築主2 名の場合も2件出力される			改修中
13	出	データ抽出に、取り下げ、取り止めが反映され ない			改修中
14	出	出力期間を400日に制限する(データ抽出時間調整のための設定変更)			改修中
15	データ抽 出	データ抽出の登録件数100件では不足			改修中
16	EXCEL によ る通知書 出力	確認済証等発行時、備考欄等への追記や体裁の一部調整を行う場合があることから、pdf に出力するよりも EXCEL に出力するべき	A	3カ月程度 以上	「シム・金活検討」のを
17	配信データ	指定確認検査機関からの配信データで、同じデータが配信された場合は上書きをするように してほしい	A	1カ月程度	未定
18	台帳記載 事項証明	台帳記載事項証明に建築物名称を出してほし い	A	1カ月程度	未定
19	紐付け時 の検索、全 半角同一 視	紐付け時の検索では、全半角同一視をしていない。同一視してほしい	A	1カ月程度	未定
20	許可申請、 認定申請 の自動採 番	許可、認定の自動採番ができるようにしてほし い	A	1 カ月程度	未定
21	申請書の 変更年月 日の編集	「最新の申請書を編集」を登録すると変更年月 日に入力日がデフォルトで入ってしまう。編集 が出来るようにしてほしい	A	1カ月程度	未定
22	報告	報告物件(紙・配信共)で、決裁済のものは後 から編集ができない	A	1カ月程度	未定

優先順位	項目	概 要	重要度いい	改修工数	備考※
23	一括印刷 の検索条 件	一括印刷における報告、処分関係の書面印刷の 検索条件は、受付期間ではなく、処分期間が適 切	A	1カ月程度	未定
24	検索	地名地番検索の際、「ほくと」同様「○○と□□を含む」複数条件検索機能を希望する	A	1~2カ月 程度	未定
25	検索	台帳管理の建築物台帳からの検索結果一覧で すが、一度に表示できる件数が少ない。表示件 数を増やしてほしい	A	1カ月程度	未定
26	台帳記載 証明	確認・計変1・計変2が紐付いているとき、台 帳記載証明は常に確認のものしか出ない。計変 の最新の記載証明は出ないのか	A	1 カ月程度	未定
27	手数料欄	報告時に手数料欄はグレー・アウトしてほしい (誤って入力してしまうと困る)	В	1カ月程度	未定
28	工事完了 届	その他申請 工事完了届けは、建築確認申請 (用途変更) に対する手続きであるので確認・ 検査の区分とするべき	В	1カ月程度	未定
29	概要書出 力	概要書の閲覧機能があるが、システムの深い場所まで行かないと使用ができず、参照方法も複雑で、利用者(担当者)にその都度説明しないといけない	В	3カ月程度 以上	未定
30	入力支援 (全半角 自動切換)	半角項目,全角項目に移動した際に日本語の変 換タイプを自動で切り替わる様に	В	3カ月程度 以上	未定
31	入力支援 (マスタ)	設計事務所、施工者、報告元、確認検査員氏名 などをマスタとしてシステムに登録したい	В	1~2カ月 程度	未定
32	日付自動 入力	日付入力で当日日付が自動で入力されるよう に	В	1~2カ月 程度	未定
33	一括出力	消防通知の一括出力で、昇降機のみ一括で出力 することができない	В	1カ月程度	未定
34	入力支援 (デフォ ルト)	消防署入力で、選択リストでデフォルトの都道 府県が設定できる機能 (消防署保健所マスタで都道府県を設定する 必要性がないので廃止してほしい。)	В	1 カ月程度	未定
35	番号発番	・決定不可の通知の番号発番において一般と計画通知が分かれていない。 ・「決定不可の通知」と「検査済証を発行できない旨の通知」と「合格証を発行できない旨の通知」が全て一緒の通し番号になっている。「V7ほくと」では分かれていた	В	1カ月程度	未定
36	中間、完了 未紐付け の検索	紐付いていないものだけを検索したい	В	1カ月程度	未定

優先順位	項目	概 要	重要度いい	改修工数	備考※
37	データ抽 出	これまで行ってきた「サンプル調査」、「四半期報告」、「市政報告」が行えるための抽出設定をお願いしたい。※条件設定における「申請内容」の「確認等台帳情報」と「確認申請」にまたがる情報から選択する必要があるが、それができない(例えば、「建物用途別に新築、増築の床面積を集計したい」等)	В	1~2カ月 程度	未定
38	コピー機 能	建築士システムからの情報をコピーしたい(完全一致でもよい)マスタとして使える	В	1カ月程度	未定
39	その他申 請へのコ ピー機能	その他申請へ、確認申請からコピーできない	В	1~2カ月 程度	未定
40	許可・認定 の印刷	CSV出力しかできないので、印刷できるよう にしてほしい	В	3カ月程度 以上	未定
41	コピー機 能	報告書を修正しても、確認台帳に反映されない (報告書→確認台帳へのコピーは「最初の1回 のみ」が仕様のため)	В	1~2カ月 程度	未定
42	クリアボ タン	申請書入力画面で「入力内容の登録」と「入力内容のクリア」の位置が近いので、誤ってクリアを押してしまうと、再度入力し直しとなってしまう	В	1 カ月程度	未定
43	報告	中間検査データをコピーしても完了検査第三 面に中間検査項目が反映されない	В	1カ月程度	未定
44	確認済証	構造適判について「該当なし」と出力できない か	В	1カ月程度	未定
45	紐付け	・報告書を元確認番号で自動的に紐付けたい。 ・コピーと紐付けを同時に行うことも考えられるが、通知・配信を使ったときには、コピーは行わないので、(「ほくと」同様)自動紐付けが望ましい ・但し、元確認番号が重複していたり(毎年1番から連番など→必ず年度を確認番号に入れるなどが必要)、元確認番号が無かったり、元確認番号を誤っていたり(誤った先に紐付く)、確認・計変・(計変の)中間・(計変の)完了などのときの紐付きがうまく行くか要検討	В	1〜2カ月 程度	未定
46	処分番 号・受付番 号	処分番号も受付番号になっている ほくとのように略称文字を使い分けつつ同じ 番号にしてほしい。 H23 確申建築○○市 012345 H23 確認建築○○市 012345 と番号のみを 一緒に。	В	1〜2カ月 程度	未定

優先	項目	概要	重要度	改修工数	備考※
順位	切 口	似 安	及いずル	以形工数	加与公
47	電子帳簿	電子帳簿印刷の機能で ・計画変更、中間検査、完了検査を選べるよう にしてほしい ・検索期間上限を3年としてほしい ・条件を再利用したい(現状は使い捨て) データ抽出では使い勝手が悪いので、電子帳簿 印刷を強化してほしい	В	3カ月程度 以上	未定
48	入力順	第二面の入力について設計者等の入力において確認申請書の第2面と並びが異なるため入力がしにくい(確認申請書の第2面は郵便番号→所在地→電話番号の順番で記載されているが、システムでは電話番号→郵便番号→所在地になっているため)入力順番を建築計画概要書の順番で入力したほうがよいのではないか。	С	1 カ月程度	未定
49	自動計算	延べ面積、建築面積、容積率、建ペい率などを 自動計算してほしい	С	1~2カ月 程度	未定
50	地名地番コード	「ほくと」と同様に地名地番コードを入力、デ ータ出力できるようにしてほしい。	С	1~2カ月 程度	未定
51	仮使用承 認通知書 発行	仮使用承認通知書発行時に、発番がされない。 また、名称が入力できない	С	3カ月程度 以上	未定
52	文書番号	期限通知等を発行する際、数度にわたるケース も考えられるため、文書番号に枝番をつけられ るようできないか	С	3カ月程度 以上	未定
53	カレンダ 一表示	カレンダーでは「月送り」や「月戻し」機能は あるものの、△印のためわかりにくい。わかり やすい表示にすることはできないか	С	3カ月程度 以上	未定
54	検査督促	検査率算定・督促状機能において、検索条件に 特定工程工事終了予定日及び完了検査予定日 を追加してほしい	С	3カ月程度 以上	未定
55	データ抽 出	出力ファイルは txt でなく csv としてほしい	С	3カ月程度 以上	未定
56	法定外帳 票への対 応	消防通知の帳票出力を実装してほしい	С	3カ月程度 以上	未定
57	建築士シ ステムデ ータの参 照機能	第2面設計者欄について、建築士登録は確認できるのだが、事務所登録が確認できない	С	極めて大	未定

優先順位	項目	概 要	重要度いい	改修工数	備考※
58	定期報告、 16条報 告	定期報告、16条報告を容易にできる機能を追加してほしい	С	1~2カ月 程度	未定
59	台帳記載 事項証明	「台帳記載事項証明」の CSV を、一括印刷機能のように、まとめて出せるようにしてほしい	С	1カ月程度	未定
60	データ抽 出	データ抽出で処分番号と申請書の情報を一緒 に出せるようにしてほしい	С	1~2カ月 程度	未定
61	コピー機能	報告書で建築主氏名を入力したとき、詳細入力に反映される。それをもって、建築主の住所まで入力済と扱われてしまい、詳細入力で建築主住所のコピーが効かなくなる	С	1 カ月程度	未定

※備考は、ICBAによる追記。

No. 1~15 : 現在改修中の項目である。

No. 1, 2 は企画改善部会において各々重要度レベルをA, C と判定していたもの。要望によりCでも改修することとした。その他は、ICBA が優先順位

を付けて改修中。

No. 16~61 : 改修未定の項目である。

(参考)

表1-2 現在までの改修済等の項目

No.	項目	概 要
1	様式	構造一級・設備一級に対応した様式
2	報告元の選択	通知・報告配信システムからの報告元の複数選択
3	定期報告へのコピー	確認から定期報告に項目をコピー
4	審査中物件の削除	審査中物件の削除
5	消防同意日の追加	消防同意日の入力
6	処分等の概要書	処分等の概要書の出力
7	データ抽出	多様なパターンでのデータ抽出
8	報告の受付番号	報告の受付番号を自機関と同じ又は自機関と別に付与
9	配信システム利用	独自台帳・帳簿の機関による配信システムの簡単な利用 (IF共通ツールの開発)
10	コピー機能不十分	概要入力から各詳細画面へのコピー、用紙報告の概要から各詳細画面へのコピー。 (予め入力した部分はコピーしない)
11	完了検査実施者	完了検査実施者欄への、ログインした者以外の名前の入力
12	日付	引受通知書受理日の修正
13	表示順	確認申請経過管理画面の審査経過欄の表示順
14	Enter +-	Enter キーで登録際の確認メッセージ表示
15	登録しないで移動	内容登録を行わずに一~五面の画面移動
16	検索項目不足	検索項目の期間設定
17	決裁済の修正・削除	台帳管理に存在する決裁済データ及び報告済データの削除
18	検査済証	検査済証等を発行後の検査日の入力
19	用紙報告1	用紙報告で概要入力したものを詳細画面に反映
20	用紙報告 2	確認審査報告書の確認済証番号、交付年月日を後から修正しても、処分等の概要書に反映されるよう改善
21	日付表示	確認済証等の日付について、01年は元年、02月03日は2月3 日
22	一面メモ欄	審査側だけの覚え書き欄の追加
23	新築	申請書第三面 工事種別欄 入力方法改善
24	許可データの全出力	「空」のデータも含めた全データを出力できるよう改善
25	報告書出力	報告書が印刷できるのはマスタにある行政庁のみ。 紙で報告する場合もあるので、マスタにない行政庁も印刷が できる必要がある
26	通知報告書の受理日	通知報告の受理日を建築物台帳の受付年月日にコピーする

No.	項目	概 要
27	昇降機のマスタ	昇降機の用途について、よりきめ細かな種別をマスタ設定で
		行いたい
28	小荷物専用昇降機	完了検査申請情報入力画面で、「小荷物専用昇降機」の完了
		検査、中間検査手数料が反映されない(確認申請はできる)
29	主要用途区分	選択する用途の左に区分番号のホームを追加。表示が一部切
		れている
30	設計者等による検索	物件コピーにおいて、建築主のほか、設計者、工事監理者か
		らも検索可能とする
31	進達(県のみ)	進達物件について、出先の所管物件と本庁の所管物件の区別
		がつかないので、経過管理画面の検索条件に進達状態を追加
		する
32	デフォルト設定	天空率は「なし」、防火地域は「指定無し」、仕分け入力画
		面の物件情報で概要書閲覧物件欄は「チェックあり」をデフ
		オルト設定すること
33	引受証発行番号	中間検査申請情報入力画面では ①受付番号 ②受付(検査
	(指定機関向け)	引受) ③引受証発行番号 ④引受証発行年月日 があるが、
		③④の使途が不明な為、廃止とする
34	工事完了届	工事完了届では、複数の用途地域の入力が行えない
		【代替案】(紐付で対応して戴く)
35	決済時入力チェック	適判物件は、適判機関審査結果項目(審査結果、番号、交付
	(適判物件)	年月日)を決裁のための必須入力項目としてほしい
		【仕様】(必須入力項目は少なくする仕様)
36	紐付け	中間、完了の物件詳細画面から確認申請が紐付けられるよう
		にしてほしい【代替案】(第三面から紐付けられる)
37	建築主に関するコピー	第二面の建築主氏名を予め入れた状態で物件コピーを行う
		と、建築主全体の項目がコピーされない【仕様】(建築主欄
		全て未入力なら全項目コピーされる。)
38	通知配信	報告先が送信後には変更できない【仕様】(送信後に配信先
		を変更することは不可)

(注)

- No. $1\sim26$ 企画改善部会の検討項目以外のもので、利用者のご要望を踏まえ、ICBAの判断で改修したもの (No. $25\sim26$ が前回の総会以降の増分)。
- No. 27~33 企画改善部会の結果を踏まえて改修したもの。
- No. 34~35 企画改善部会の改修要望項目で、代替案又は仕様のため済と整理したもの。
- No.36~38 企画改善部会の改修要望以外 (サポートで要望されたもの) の項目で、代替案 又は仕様のため済と整理したもの。

表 1-3 要望やバグの改修状況

区 分	改修済	改修中	未改修	計
要望	3 8	1 5	4 6	9 9
バグ	2 7	1 2	9 0	1 2 9
計	6 5	2 7	1 3 6	2 2 8

なお未改修の、要望1項目、バグ約40項目については、現在具体的な改修を検討中。

2. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 (建築士・事務所登録閲覧システム)

(1)趣旨

建築士・事務所登録閲覧システム(以下、「建築士システム」という。)は、 建築士及び建築士事務所の登録、検索、閲覧を行うシステムであり、建築士 法担当部署にとって重要なサブシステムである。

平成22年度は、当部会において建築士システムの改善要望事項の改修優先順位を検討した(表2-1)。

平成23年度は、改修優先順位の高い項目の詳細仕様を検討し、今後の改善実施の基礎資料とすることを目的とする。

(2)検討方法

平成22年度に改修重要度レベルが「A」(最重要)とされた下記5項目(以下「改修実施項目」という)について、事務局にて具体的な改修仕様案を作成し、現場の運用を踏まえて改修仕様の精度を高めた。

改修実施項目

- ①管理建築士及び所属建築士の講習受講状況等の確認・登録 <事務所>
- ②業務報告書の提出督促機能 <事務所>
- ③登録証明書の外字対応(管理建築士氏名) <事務所>
- ④免許証データ取込み容量変更 <建築士>
- ⑤登録証明書への記載追加(旧姓、通称名) <建築士>

また、①、②の改修に当たり、全都道府県で足並みを揃えるべき事項があったため、ICBAが各都道府県の意向調査を行った。(別紙4)

※平成23年10月27日現在、調査中。

(3) 主な意見

- ・建築士氏名、フリガナを必須項目から外したい。
- ・事務所登録証明書に氏名イメージデータの表示欄を設けるとともに、表示有無を選択できるようにしたい。
- ・建築士登録証明書の旧姓・通称名にイメージデータがある場合はそちら を優先したい。
- ・事務所データの所属建築士の登録件数拡大してほしい(5000件まで)。
- ・免許証データの取込許容件数を拡大してほしい(10倍に拡大)。
- ・管理建築士・所属建築士の合格年月日、業務報告書の提出督促機能にお

ける事務所の登録年月日をCSV出力対象としたい。

(4) まとめ

改修仕様書(図2-1)参照。

表2-1 建築士システムに関する改修要望項目の優先度及びその対応

表 2 -	一」 建来エンベナ	ムに関する政修要呈現日の懐先度及ひその	, 'YJ 1/L'		
優先	項 目	概要	重要度	改修	
順位	rk H		レヘ゛ル	工数	備考
		改修実施項目			
1	建築士DBの講	建築士DBにある管理建築士及び所属建	Α	3カ月	建築士
	習受講情報を、事	築士の講習受講情報を事務所DBでも確		程度以上	事務所
	務所DBにも反	認できるようにする。また、管理建築士			
	映。管理建築士の	が他事務所の所属建築士になっていると			
	専任性確認も	きは警告を出す等。			
2	業務報告書の提	業務報告書の提出督促対象事務所を出力	Α	3カ月	事務所
	出を督促する機	できるようにする等、業務報告書の管理		程度以上	
	能等の追加	を効率的にするための機能を追加。			
3	管理建築士名の	登録証明書の管理建築士氏名に、外字を	А	1ヶ月	事務所
	外字を登録、出力	使用できるようにして、より適正な証明		程度	
	機能の追加	書にしたい。			
4	免許証データ取	免許証データを取り込む際、100件強で	Α	1ヶ月	建築士
	り込み容量を増	容量制限 (10MB) によるエラーとなって		程度	
	加する	しまうので増やして欲しい。			
5	登録証明書にも	免許証では旧姓、通称名が記載できる。	Α	1ヶ月	建築士
	免許証同様、旧	登録証明書も同様にして欲しい。		程度	
	姓、通称名を記載				
	できるように				
		24年度以降に改修実施検討			
6	構造·設備一級建	建築士の正規登録時には、登録前に登録	В	1~2ヶ	建築士
	築士の新規登録	者と登録番号が確認でき、受付順の処理		月程度	
	時の画面表示改	も可能。構造・設備一級では登録後でな			
	善善	いと登録された番号が分からない。			
7	立ち入り調査し	立ち入り調査の効率化を図るために、調	В	1カ月	事務所
	ていない事務所	査未実施事務所を検索できるようにした		程度	
	の検索	V '0			=1. ** :
8	処分情報の一覧	自組織の建築士・建築士事務所の処分情	В	1カ月	建築士
	表示(照会)	報は検索できるが、他組織の照会でも検		程度	事務所
		索可能にして欲しい。			
9	添付資料の有無	データの効率的な管理のため、添付資料	В	1カ月	事務所
	を検索可能とす	が存在する事務所を検索可能として欲し		程度	
	3	V '0			
10	所属建築士の表	所属建築士は入力順にしか並ばないが、	В	1カ月	事務所
	示順	登録都道府県・級別・登録番号でソート		程度	
	(できるようにして欲しい。			<i>t.</i> 2: •
11	処理日(起案日)、	事由発生日・申請日・登録日のほか処理	В	1~2ヶ	建築士
	通知日の取り扱	日(起案日)が必要。通知日は出力日が		月程度	事務所
	V)	自動的に入るが、自由に設定したい。			

優先	項目	概 要	重要度	改修	
順位	<u>Д</u> р		レベル	工数	備考
12	「検索用類似文	データをまとめて入力するための外部入	В	1カ月	建築士
	字列」の扱いに一	カツール(建築士会連合会のみ使用)に		程度	
	貫性がない	は検索用類似文字列が入力できるが、建			
		築士DBには当該項目がないので取り込			
1.0	/F3%/A - > > P - P	めない。	D	4.2.0	7-12-6/
13	仮登録データ印 刷時の書式	新規登録の場合は「その他」項目が多い	В	1カ月 程度	建築士
1.4	建築士事務所名	ため改頁により2頁出力されてしまう。	C		事效式
14	建築工事務所名 をフリガナで検	電話問い合わせ時などに苦慮する場合が ある。	С	1カ月 程度	事務所
	索したい	<i>ay a</i> ₀		性及	
15	所属建築士を一	所属建築士が多数の事務所の場合、更新	С	1カ月	事務所
10	括削除可能とす	対象の建築士を探しながら更新するよ		程度	サカカル
	101171/M 71記と / 3	り、一括削除(現在はできない)後、新			
	•	たに登録する方が効率的。			
16	処分情報の遡り	処分情報は登録年月日以降の日付でなけ	С	1カ月	事務所
	入力	れば入力不可のため、事務所を更新した		程度	
		後、過去の処分情報が入力できなくなる。			
17	建築士と事務所	特に変更届日や処理日(処理日はNo.11の	С	1~2ヶ	建築士
	の入力項目を全	とおり現在システムに存在しない)、開		月程度	事務所
	て検索可能に	設者名フリガナ等で検索したい。			
18	フリガナ検索で、	例:「シ <u>ョ</u> ウジ」のように小文字込みの	С	1~2ヶ	建築士
	「あいまい検索」	フリガナで検索した場合、「シ <u>ョ</u> ウジ」		月程度	
	を可能にする	も該当するようにして欲しい。			
19	処分年月日の扱	「処分年月日」が自動的に「取消申請年	С	1 カ月	建築士
19	処分平月日の扱い	月日」と「取消申請登録年月日」に入力		程度	建築工
	V ·	されるが、必ずしも申請がある訳ではな		住汉	
		く、職権で入力する場合がある。			
20	決算月が「空」の	決算月が「空」の事務所を検索可能とし、	D	1カ月	事務所
	事務所の検索	決算月を効率的に入力したい。		程度	建築士
21	管理建築士免許	管理建築士免許が無効な建築士事務所の	D	1カ月	事務所
	が無効な建築士	情報が現在は訂正ができない。申請者の		程度	
	事務所の情報訂	住所、廃業年月日、廃業理由などを追記、			
	正ができるよう	訂正する場合があるので訂正できるよう			
	に	にして欲しい。			
22	管理建築士登録	1級の管理建築士を登録するときは「大	D	1 カ月	事務所
	時の登録都道府	臣」が、それ以外の場合は「ログイン者		程度	
	県自動入力	の所属都道府県」が自動入力できるよう			
00	推進、訊准・知る	な設定にして欲しい。	D	1 + 0	Z+A-公工。
23	構造・設備1級の 再交付理由チェ	構造・設備1級の再交付申請理由は2つ (亡失、姓名変更)なので選択式にして	D	1カ月 程度	建築士
	再交 行珪田テェ ックボックス化	(こ大、姓名変更) なので選択式にして 欲しい (現在は一々入力が必要)		住皮	
24	外部入力ツール	外部入力ツールのエラーメッセージの出	D	1カ月	建築士
27	の仕様改善(士連	し方が不適切で、原因究明に時間を要す		程度	在末上
	合会)	るため改善を。		工工人	
25	届出年月日の出	変更通知書を作成する際、変更届「届出	D	1カ月	事務所
20	/ШН I / I Н * / Н			1 / 1 / 1	エ 3/3/1/1

優先 順位	項目	概 要	重要度	改修 工数	備考
	力が必要	年月日」の出力が必要。		程度	
26	閲覧検索時のP	ブラウザの印刷機能を使っているが、	D	1 カ月	建築士
	DF出力	ICBA 名称等も出力されてしまう。		程度	
27	合格者データ取	合格者データ取り込みの際に、外字を類	D	1 カ月	建築士
	り込み時の外字	似文字に修正するのが面倒なので*など		程度	
		に置き換えて欲しい(但し後で*藤など			
		と出力されたとき、「斉藤」なのか「須			
		藤」なのか不明になる)。			

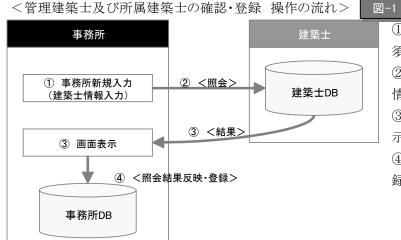
建築士・事務所登録閲覧システム 改修仕様書

システム改修項目

- 1. 管理建築士及び所属建築士の講習受講状況等の確認・登録 <事務所>
- 2. 業務報告書の提出督促機能 <事務所>
- 3. 登録証明書の外字対応 <事務所>
- 4. 免許証データ取込み容量変更 <建築士>
- 5. 登録証明書への記載追加 <建築士>

- 1. 管理建築士及び所属建築士の講習受講状況等の確認・登録 <事務所>
- (1). 建築士事務所新規入力時及び建築士事務所更新入力時に、管理建築士、所属建築士の情報(講習受講状 況含む)を建築士データベースから照会して画面表示させると共に、事務所情報として登録を行えるようにする。
- 1). 確認操作の手順

<管理建築士及び所属建築士の確認・登録 操作の流れ>



- ① 事務所の新規入力から建築士の照会必 須入力項目を入力する。
- ② 建築士 DB ヘアクセスし、該当する建築士 情報の照会を行う。
- ③ 照会結果を事務所の新規入力画面に表 示する。
- ④ 照会内容を反映して事務所情報として登 録する。

【別紙1】管理建築士 改修イメージ参照 【別紙2】所属建築士 改修イメージ参照

照会必須入力項目と結果表示項目

管	管理建築士				
照会必須入力項目	結果表示項目				
	・建築士フリガナ				
	•建築士氏名				
	・旧姓				
	・氏名イメージ				
•資格区分*	・資格区分				
•登録都道府県**	•登録都道府県				
	·建築士登録年月日				
•建築士登録番号**	·建築士登録番号				
	・管理建築士講習修了年月日				
	・管理建築士講習修了番号				
	·定期講習修了年月日(最新)				
	・定期講習修了番号(最新)				
	•構造設計一級交付番号				
	·設備設計一級交付番号				

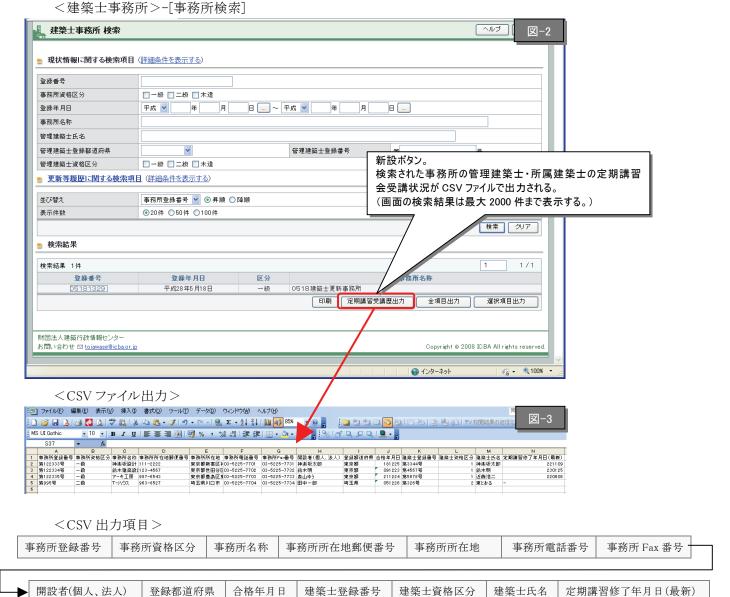
所	属建築士
照会必須入力項目	結果表示項目
	・建築士フリガナ
	·建築士氏名
•資格区分*	・資格区分
•登録都道府県**	•登録都道府県
	•建築士登録年月日
•建築士登録番号**	•建築士登録番号
	·定期講習修了年月日(最新)
	·定期講習修了番号(最新)
	•構造設計一級交付番号
	•設備設計一級交付番号

**は検索 key

**は検索 key

※ 管理建築士の「建築士フリガナ」、「建築士氏名」は照会必須入力項目としないが、登録時は必須入力項 目とする。

(2). 事務所検索画面で管理建築士、所属建築士の最新の定期講習受講日を CSV 出力できるようにする。



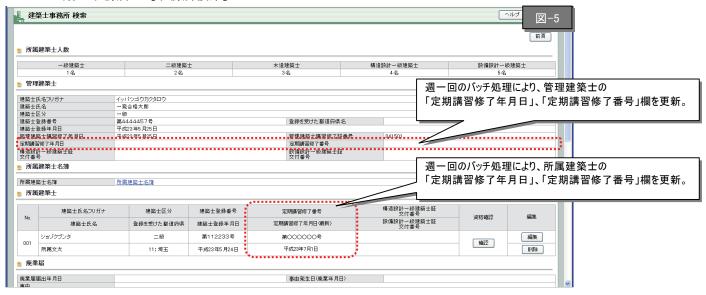
(3). 事務所検索詳細画面に管理建築士・所属建築士の定期講習受講状況を表示する。

<建築士事務所>-「事務所検索]

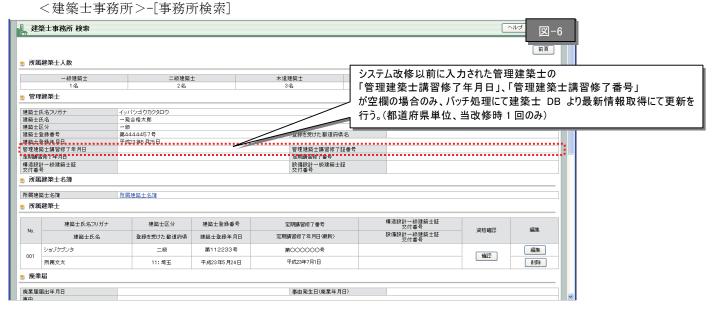


(4). 管理・所属建築士の「定期講習修了年月日(最新)」及び「定期講習修了番号」について、週一回バッチ処理にて 建築士 DB より最新情報取得・更新を行う。

<建築士事務所>-「事務所検索]

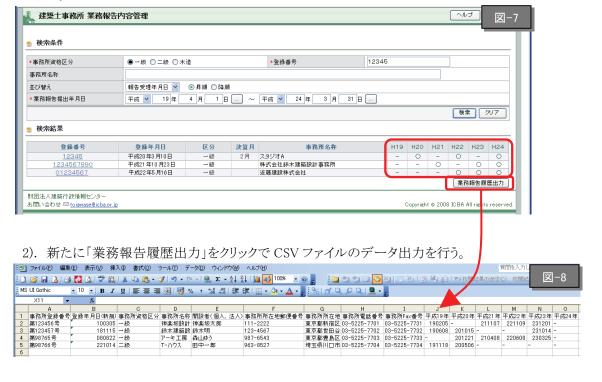


(5). 管理建築士の「管理建築士講習修了年月日」、「管理建築士講習修了番号」のバッチ処理による更新を行う。



(6). 所属建築士の登録件数を最大 5000 件まで登録できるようにする。

- 2. 業務報告書の提出督促機能 <事務所>
- (1)、各事務所の業務報告書の提出の有無を最大6年分表示し、提出督促先の選定を行えるようにする。
- 1). [建築士事務所]→[業務報告処理]→[業務報告内容管理]で検索結果の一覧に業務報告履歴最大 6 年分を表示する。

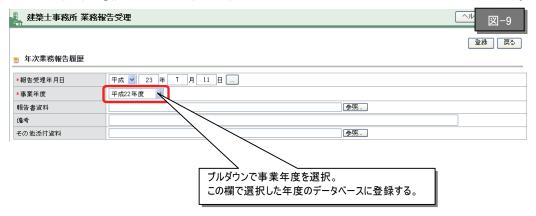


<CSV 出力項目>



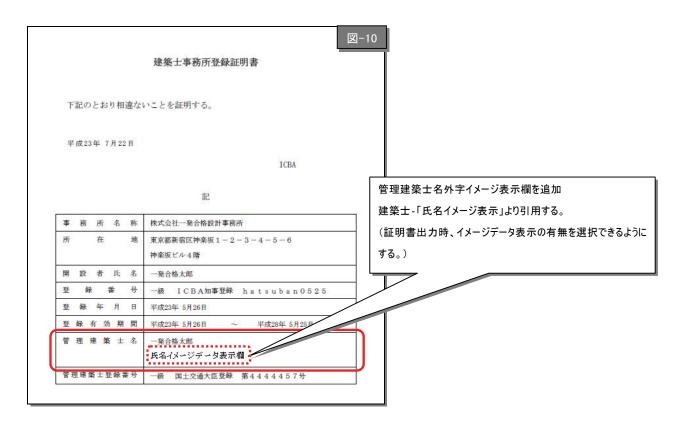
(2). 業務報告内容管理の「事業年度」欄をプルダウンから選択できるようにする。

「事業年度」欄で選択した年度に報告がなされたものとしてデータベースに登録を行う。



3. 登録証明書の外字対応 <事務所>

(1). 事務所システムで建築士事務所登録証明書の管理建築士名の氏名イメージ登録・出力へ対応する。



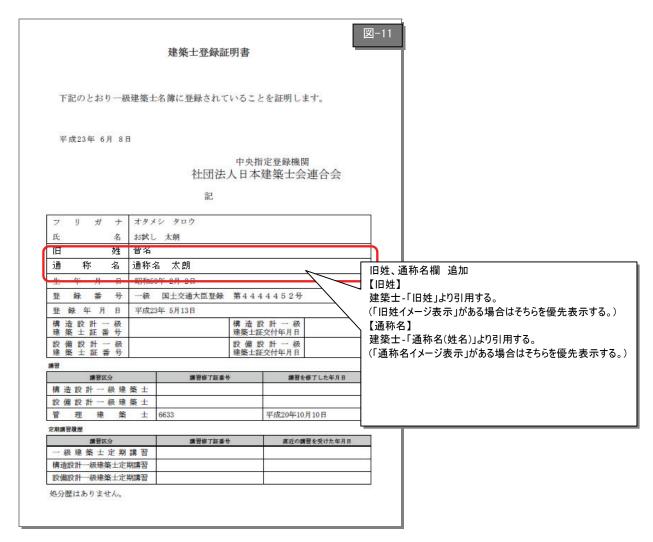
4. 免許証データ取込み容量変更 <建築士>

(1). [建築士]→[合格者・外部データ取込]→[免許証データ取込]で取込めるデータ容量を下表のとおり変更する。

	現状	変更後
データ件数	100 件	1000 件
データ容量	10MB	100MB

5. 登録証明書への記載追加 <建築士>

(1). 建築士システムの建築士登録証明書に「旧姓」、「通称名」を追加する。



以上

3. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約

(1)趣旨

平成22年4月より本稼働を開始した通知・報告配信システム(以下「配信システム」という)は、指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書及び検査結果報告書(以下「通知・報告」という)の電子データを特定行政庁で受信することにより、通知・報告のペーパーレス化を目指すシステムであり、その運用を望む声があるにもかかわらず、実務への供用が進まない状況にある。

平成22年度は、当部会にて、特定行政庁、指定機関各々、配信システム 運用における問題点、留意事項等を明らかにするため、一部機関にて試行運 用を開始することとし、その方法を検討した。

平成23年度は、昨年度に引き続き試行運用の検討を継続する。

(2) 試行運用の概要

協力機関(2指定機関及び2特定行政庁)と調整し、試行運用の目的を双 方で確認するとともに、具体的な方法についてとりまとめた(表3-1)。

なお、送信内容については試行運用の経過を見つつ、ステップを踏んで段階的に充実させる方針とした(表3-2)。

表3-1 試行運用の協力機関と概要

	ケース 1	ケース 2
協力機関	送信:日本ERI	送信:ビューローベリタス
	受信:新潟市	受信:さいたま市
送信内容	確認審査報告書記載事項	確認審查報告書記載事項
		建築計画概要書記載事項
送信頻度	紙送付と同時に送付	紙送付と同時に送付
	紙到達時にはデータが届いて	紙到達時にはデータが届いて
	いる必要あり	いる必要あり
運用目的	行政庁の台帳データ整備への	郵送トラブルの低減
(送信側)	協力	
(受信側)	キーパンチ手間の低減	キーパンチ手間の低減
開始時期	平成 23 年 11 月	平成 23 年 11 月
特記事項	新潟市では、指定機関確認分は	
	EXCELで台帳を管理中。	
	試行運用のデータの最終登録	
	先はEXCELである。	

表3-2 送信内容

(建築物)

手続	通知報告時期	書類名称	ステップ	
	確認引受時 確認申請引受通知		2	
確		確認審查報告書(第16号様式)	1	
確認申請	確認済証	建築計画概要書(第3号様式)※画像ファイル除く	3	
請	発行時	その他添付資料	4	
		確認申請書 第4面&第5面(第2号様式)等		
中	検査引受時	中間検査引受通知書(第30号様式)	2	
間	検査完了時	中間検査報告書(第32号様式)	1	
間検査		その他添付資料	4	
囯.		中間検査申請書 第2面~第4面(第26号様式)等	4	
<u> </u>	検査引受時	完了検査引受通知書(第23号様式)	2	
完了検査		完了検査報告書(第25様式)	1	
	検査完了時	その他添付資料	4	
直		完了検査申請書 第2面~第4面(第19号様式)等	4	

(工作物)、(昇降機・建築設備)については、建築物のステップ4に続いて、同じ要領で進めることとする。

(3) 試行運用に当たっての主な意見

特定行政庁側

- ・当面は一部データが送られる形での試行であるが、将来的には全データが 送られることを目指す。
- ・紙と電子の両方が届くと、相互に誤りがないかのチェックが必要になり、 手間が増える。
- ・試行運用においては、紙の報告書を正とし、配信システムでそのデータが 届いているかをチェックするという運用になる。
- ・確認審査報告書の表紙記載事項のみ送信しても、特定行政庁側にはメリットがないと思われる。設計者、施工者等も追加してほしい。
- ・台帳システムの動作が不安定なので、p d f のような重いファイルが行き 交った際の影響が心配。

指定確認検査機関側

- ・試行運用の最終目的を「共用DBにおける台帳システムのデータの整備」 と考えているが、送付先行政庁の目的が「EXCELデータの整備」であ り、目指すところが違っている。試行運用の評価の基準を揃えるためにも、 双方で目的をよく確認する必要がある。
- ・報告書のデータに送信先を記載し、配信システムではそれを自動判別して 送信できるようにしてほしい。現在は、送付のたびに送信先を指定する仕 様となっており、送付先行政庁の多い機関にとっては手間がかかる。
- ・紙送付においても、郵送トラブルで「送ったはずなのに届いていない」ことがまれに発生する。ペーパーレスとする場合は、このようなトラブルを

防止するため、指定機関が送信した件数と特定行政庁が受信した件数について簡単な操作で情報共有できる仕組みが必要。

・最終的には建築工事届もデータ送信としたい。

(4) まとめ

・特定行政庁・指定機関双方に不安要素はあるものの、まずは試行運用を開始し、その中で現場の意見等を拾い上げつつ、部会での検討を継続することとする。

(参考1)配信システム試行運用後のイメージ

配信システムの利用に当たり、相手先がどのような状況にあるかを正確に把握し、相手先 との調整手間を削減するため、下図のようなサイトを立ち上げる方向で検討中。

トップン建築行政共用データベースシステム連絡協議会ン通知・報告配信システム >通知・報告配信システム運用ガイドライン及び運用団体一覧

通知・報告配信システム運用ガイドライン及び運用団体一覧

通知・報告配信システムは、指定確認検査機関から特定行政庁に送付する確認審査報告書、検査引受通知書、検査報告書等の文書 (以下「報告書等」)をベーパーレス化し、特定行政庁における電子台帳の整備を促進する目的で構築されました。 しかしながら、指定確認検査機関において報告書等すべての電子データ化の負担が大きい場合が多いこと、特定行政庁では報告書 等の一部だけでも電子データが送付されればメリットが見込めることから、通知・報告配信システムの運用に当たって最低限準備すべき内容をガイドラインに沿った運用が可能である団体を一覧表として公表することにより、指定確認検査機関、特定行政庁相互に送受信

の相手先との個別調整に係る負担低減を図っております。

●通知・報告配信システム運用ガイドライン(平成○年○月○日更新)

建築行政共用データベースシステム連絡協議会・企画改善部会にて、平成〇年度に作成しました。 ガイドラインによる運用により、次の効果が期待できます。

◇指定確認検査機関:郵送トラブルの低減

紙の報告書が郵送事故で届いていない場合も、別途通知・報告配信システムで送信することにより、特定行政庁側で送信された ことが認識されます。

◇特定行政庁:建築計画概要書の検索

ガイドラインでは、主として報告書等の表紙記載事項のみをデータ送信することとしております。これにより、建築計画概要書 の詳細項目による検索はできないものの、確認・検査日、確認番号等、主要な項目での物件検索が可能となり、紙の建築計画概 要書の検索に活用できます。

また、現在建築計画概要書の記載事項すべてを電子入力している特定行政庁においては、入力手間の軽減を図ることができます。

平成〇年〇月に実施したアンケートに基づいて作成しております。 記載内容の変更をご希望の場合は、<u>記載事項追加・変更届</u>をICB Aまでお送りください。

指定確認検査機関

No	指定区分	都道府県	会社名	ガイドラインによる 運用開始年月	特記事項 ※支所ごとに異なる場合 ※送信内容の拡張 等	特定行政庁が送信を 求める際に 必要な手続	_
1	大臣	東京都	ABC検査センター株式会社	平成24年9月1日予定	東北支店、関東支店支店の み	メール連絡(<u>連絡先</u>)	
2	大臣	東京都	財団法人東西建築確認センター	平成24年10月1日予定		メール連絡(<u>連絡先</u>)	
3	大臣	神奈川県	株式会社ビルディング・チェック	平成24年7月1日	概要書記載事項すべてを電 子データで送信可能	メール連絡(<u>連絡先</u>)	
4	大臣	大阪府	社団法人大阪府建築住宅センター	平成25年春頃予定		メール連絡(<u>連絡先</u>)	
5	地整	東京都	株式会社東京確記載内	容はダミー	です。	メール連絡(<u>連絡先</u>)	
6	知事	宮城県	株式会社MIYAG			メール連絡(<u>連絡先</u>)	
7	知事	福島県	財団法人会津建			メール連絡(<u>連絡先</u>)	
8	知事	神奈川県	横須賀検査センター株式会社	平成24年10月1日予定		メール連絡(<u>連絡先</u>)	V

特定行政庁

No.	都道府県 区域	特定行政庁名	ガイドラインによる 運用開始年月	特記事項 ※支所ごとに異なる場合 ※送信内容の拡張 等	指定確認検査機関が送信を 開始する際に必要な手続
1	北海道	西北市	平成24年9月1日	北西中央振興局のみ	電子メールによる連絡(連絡先)
2	青森県	_			
3	岩手県	_			
4	宮城県	東北市		添付図書のデータも送信可 紙送付不要	電子メールによる連絡(<u>連絡先</u>)
6	秋田県	甲乙市	平成24年6月1日		送信開始時、紙の報告書にその旨記 載した文書を同封
7	山形県				
8	福島県	_	記載内容は	グミーです	
9	茨城県	_			
10	栃木県				
11	群馬県	_			

財団概要 | 関連リンク | 著作権・リンクについて | お問い合わせ

(参考2)通知・報告配信システム 運用事例ヒアリング報告

ヒアリング日程 平成23年6月20日(月)

ヒアリング対象 一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(まちセン)

焼津市

ヒアリング担当 ICBA

1. 基本情報

ZT IF TA					
項目	まちセン	焼津市			
区分	知事指定	4条2項設置市			
年間確認件数	約20,000件(内8割は4号物件)	約 100 件			
報告送付頻度	週2回(火・金)1回当たり20件程度				
使用システム	自社開発システム	台帳・帳簿登録閲覧システム			
電子報告相手先	県内特定行政庁10箇所程度	まちセンのみ			
電子報告に	6事務所あり、1事務所当たりシステムオ	報告受信も審査担当が対応			
係る業務体制	ペレータ2~3名(紙の送付も実施)				
備考	確認審査報告の特定行政庁に対するデー	従前はまちセンから送付され			
	タ送付は、従前よりFDで実施してきた。	たFDをほくとにより取り込			
		んできた。			

2. 運用方法

郵便または宅配便により紙+FDを送付し、別途配信Sでデータを送付。 確認、検査各々、送付物の種類に応じて下表のとおり対応している。

分類	方法	まちセンによる送付物	焼津市での処理内容
確認	郵便	確認審査報告書表紙(紙)	内容チェック、内部決裁の上
	または	構造計算適判通知書(紙)	ファイルに綴じ込む
	宅配便	建築計画概要書(紙)	内容チェック、内部決裁の上 閲覧用ファイルに綴じ込む
		確認審査チェックリスト(FD等)	PCに保存
		建築工事届(紙)	県に送付
	配信S	確認審査報告書表紙入力データ	台帳Sに取り込み
		建築計画概要書1・2面入力データ	
		(3面はデータでは送っていない)	
		確認申請書4・5面入力データ	
検査	郵便	検査結果報告書表紙(紙)	内容チェック、内部決裁の上
	または	検査申請書2~4面	ファイルに綴じ込む
	宅配便	検査チェックリスト (FD等)	PCに保存
	配信S	検査結果報告書表紙入力データ 検査申請書2~3面入力データ	台帳Sに取り込み

3. 運用に係る連絡調整等

- ・静岡県庁が旗振りし、データ送付を開始した。
- ・従前よりデータ送付は行ってきたため、配信Sの運用開始に伴う人員増などの業務 体制の変更は不要であった。

4. 運用に係る所感等

(1) まちセン側

- ・電子報告のメリットに、紙送付事故による個人情報漏えいを防止できることがある。
- ・現在は行政庁の求めに応じ、紙とデータの両方を送付している。
- ・データを送った場合は紙送付の省略を認めるよう、静岡県庁に口頭で要請している。
- ・紙送付の省略が認められた場合でも、申請者から提出された建築計画概要書の原本 をどう処理すればよいか、制度的にも未整理であると思われる。
- ・紙送付の省略は特定行政庁だけでなく消防署、保健所に対しても実現しなければ、 宅配手間・配送料の削減にはつながりにくい。
- ・実務担当者レベルでは、紙送付の省略に伴い業務負担は増加する。これは、概要書 3面をスキャナで画像データ化、ファイル名を変更し、さらに各物件の入力データ と紐付けする手間が新たに発生するからである。(紙の送付で済むのであれば、その ほうが楽である)
- ・まちセンでは、手数料 1,000 円割引もあってFD申請率が8割に達しており、申請 書記載情報のキーパンチ手間はさほどではない。

(2) 焼津市側

- ・電子報告のメリットは、台帳システムへのキーパンチ手間を削減できる点にある。
- ・(まちセンが完全電子化を望んでいることをICBAより伝えたところ) 完全電子化 自体は、受け入れ可能である。但し、現在の共用データベースは、建築計画概要書 一式を簡単な操作で表示・印刷できないなど、完全電子化によって手間が増えてし まう要因がある。完全電子化には、共用データベースの改善が必要である。
- ・従前、ほくと運用時は宅配便に「報告FD」が同封され、それを読み込むことで処理が完了していた。配信Sでは、①宅配便到着後、その物件のデータが届いているかを配信Sで照会する必要があり、手間が増えた、②配信Sで照会後、登録までの応答速度が遅いと感じている。

5. 配信Sの試行利用に当たっての I CBAによる考察

まちセンを取り巻く状況は、配信Sの運用開始に当たって次の特殊事情が存在したため、 事前の連絡調整が円滑であったことが推察される。

①まちセンのFD申請率が8割に達していること

これにより、報告すべきデータの作成手間がまちセン側にほとんど発生しない。 なお、FD申請率は、前建築確認支援システム協議会の調査によると、件数ベース で協議会会員の受付件数の20パーセント程度、全国総件数ベースでは数パーセン ト程度である。

②従前より「報告FD」がほくと導入行政庁に送付されてきたこと

これにより、配信Sの運用開始は、まちセン、焼津市双方にとって新規業務開始ではなく、「システム刷新に伴う送信方法の変更」に近いものであり、業務の変更度合いが極めて小さいものとなる。

「報告FD」は、ほくと等導入の指定機関12の一部機関で運用されているものであり、全国的にも数少ない事例である。

③まちセンの送付先行政庁にとって、民間確認の大半がまちセンであること

これにより、配信Sの運用開始に伴う特定行政庁からの連絡調整負担が非常に軽くなると思われる。

よって、上記①~③に該当する他の事例においては、まちセン・焼津市と同様の 方法での運用開始も容易であろうと思われるが、それ以外の事例では、「指定確認検 査機関の業務負担増を伴うが特定行政庁への協力を求める」形で運用開始すること になると思われる。

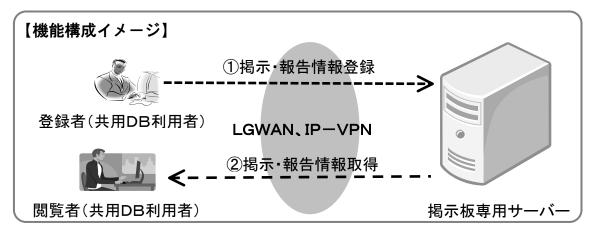
4. 掲示板システムの運用方針

(1) 趣旨

掲示板システムは、共用DBシステム利用者である、国、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定登録機関が、建築士等の処分情報、統計情報等の掲示・報告情報を登録し、利用者相互で情報共有するシステムである。

具体的な掲載内容や運用にあたっては、利用者相互の調整が必須であり統一的な運用ルール等を作成し関係者への周知・説明が不可欠である。

当部会では、22年度に引き続き、掲示板システムの利用可能な機関の現状を踏まえ、建築士事務所等の監督処分に関する、掲載事項等の整理・検討を行い、実務の効率化等に向けた検討を行う。



(2)検討方法

22年度に当部会において、統一的な運用ルールとして作成した「概要版マニュアル(暫定版)」内容精査を継続するとともに、掲示板システム自体の機能改善も含めた意見交換を行った。

あわせて、掲示板システムを効果的に運用するため、関係団体が一斉に運用開始できるよう国土交通省と情報交換し、適切なタイミングで概要版マニュアルを関係者に送付できるよう検討した(平成23年10月21日にIC BAより都道府県宛に送付、同月27日に修正版を送付)。

(3) 主な意見

運用方法について

- ・処分情報については、法人事務所と個人事務所の双方掲載したい
- ・処分情報の掲載期間は処分期間と一致させたい(処分の場合は1年、取

り消しは5年)

・定期講習修了者の掲載期間は、定期講習の受講期限に合わせ、3年としたい。

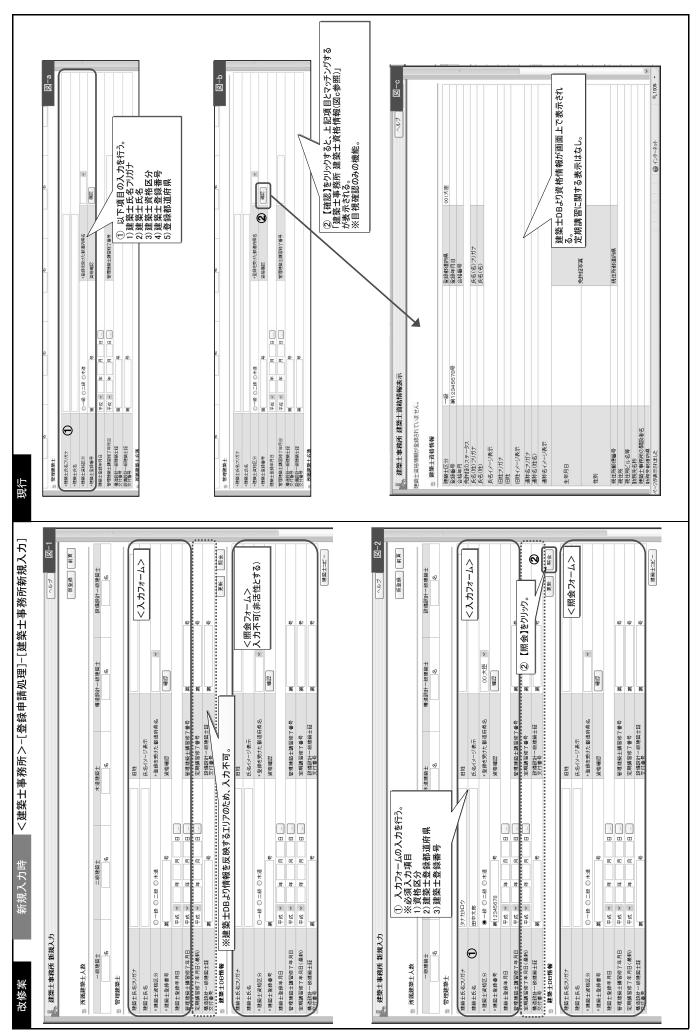
機能改善について (今後の課題)

- ・士会・事務所協会において、掲示板システムのお知らせ欄の表示有無を 都道府県が選択できるようにしたい
- ・掲示板システムはセキュリティが担保されているため、建築士会連合会から単位会やICBAへのお知らせ可能としたい

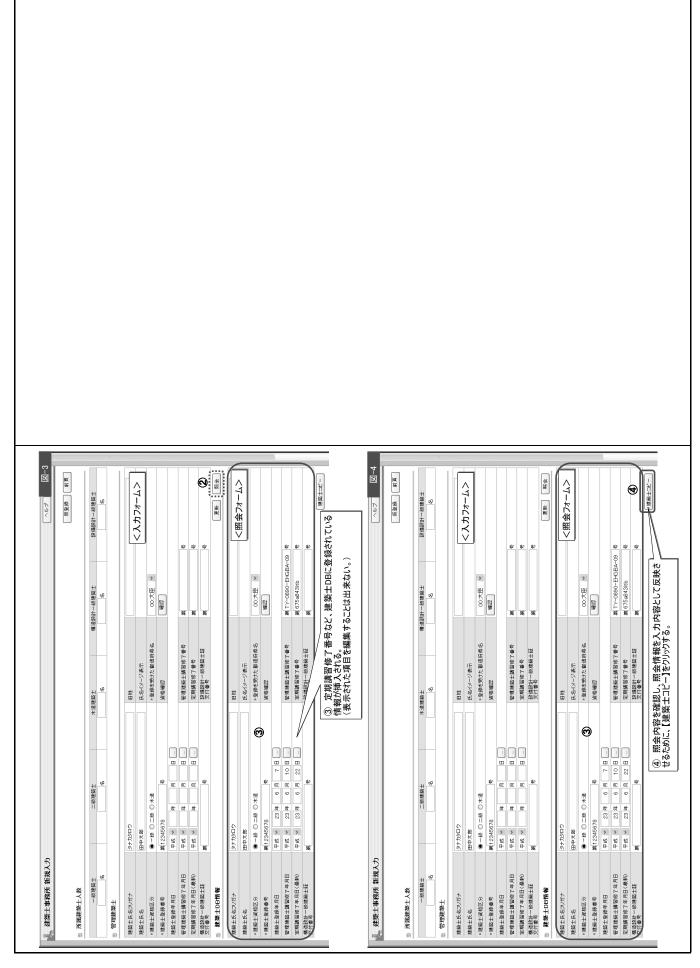
(4) まとめ

- ・掲示板システムの概要版マニュアルについては、別紙5のとおり確定し、 運用を開始することとする。
- ・掲示板システムの機能改善については、今後 I C B A のサポート窓口等 に寄せられる要望も含め、可及的速やかに対応するよう、 I C B A に要 請する。
- ・掲示板システム運用開始後、概要版マニュアルの改訂等関係者の意見交換を要する場合は改めて企画改善部会で検討することとし、本課題の検討は今回の報告をもって終了とする。

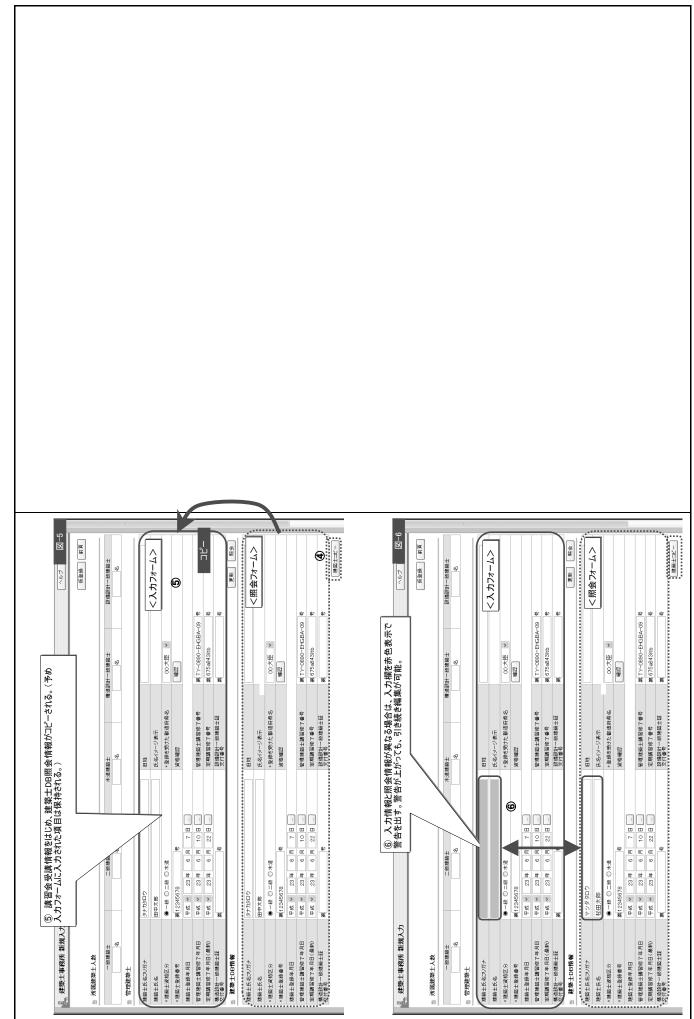
別 紙 資 料

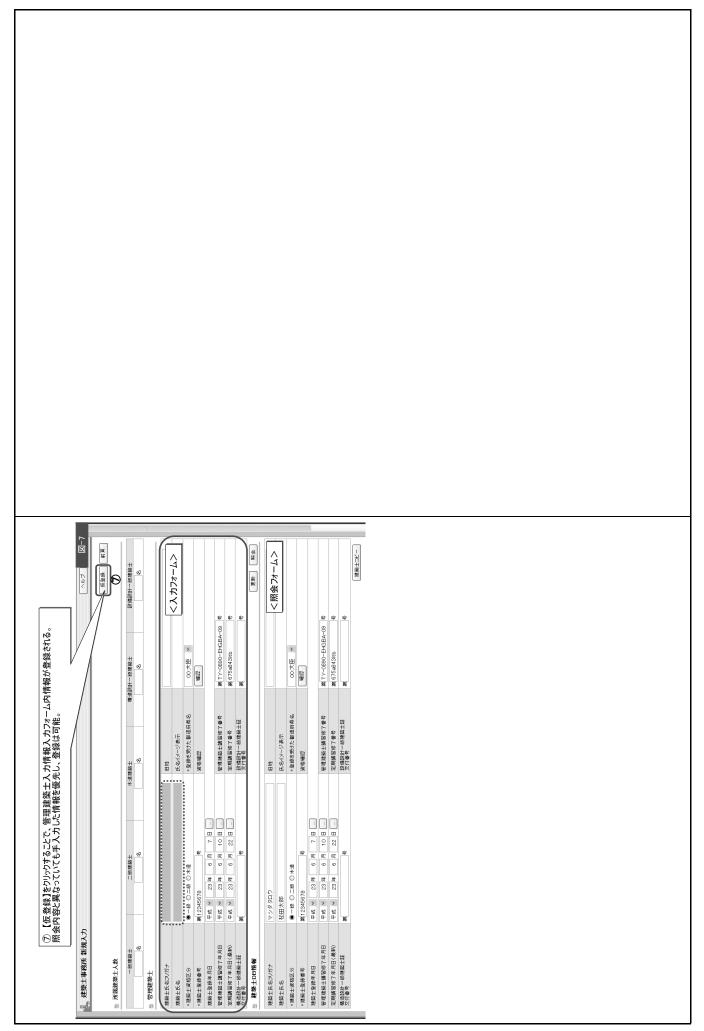


<u>-</u>



11/08/25

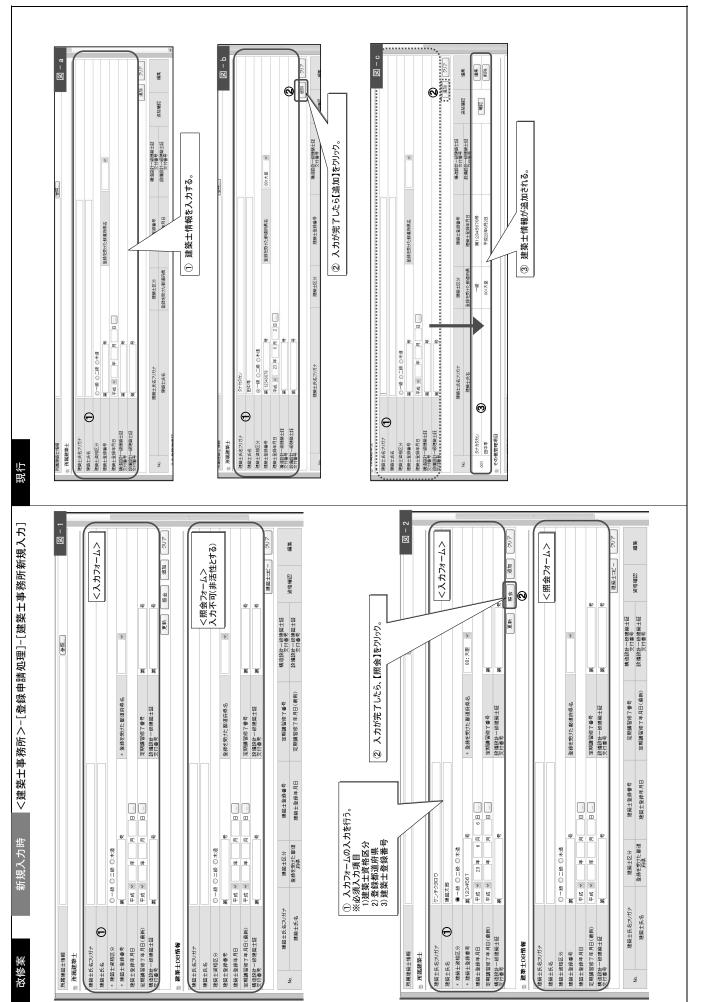




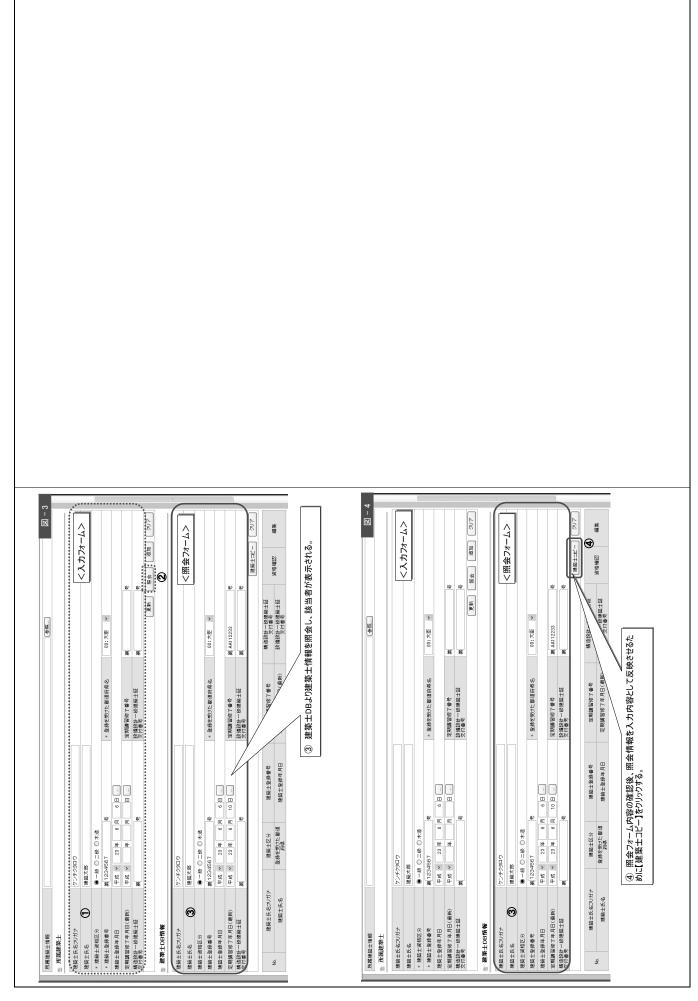
【別紙1】管理建築士 改修イメージ

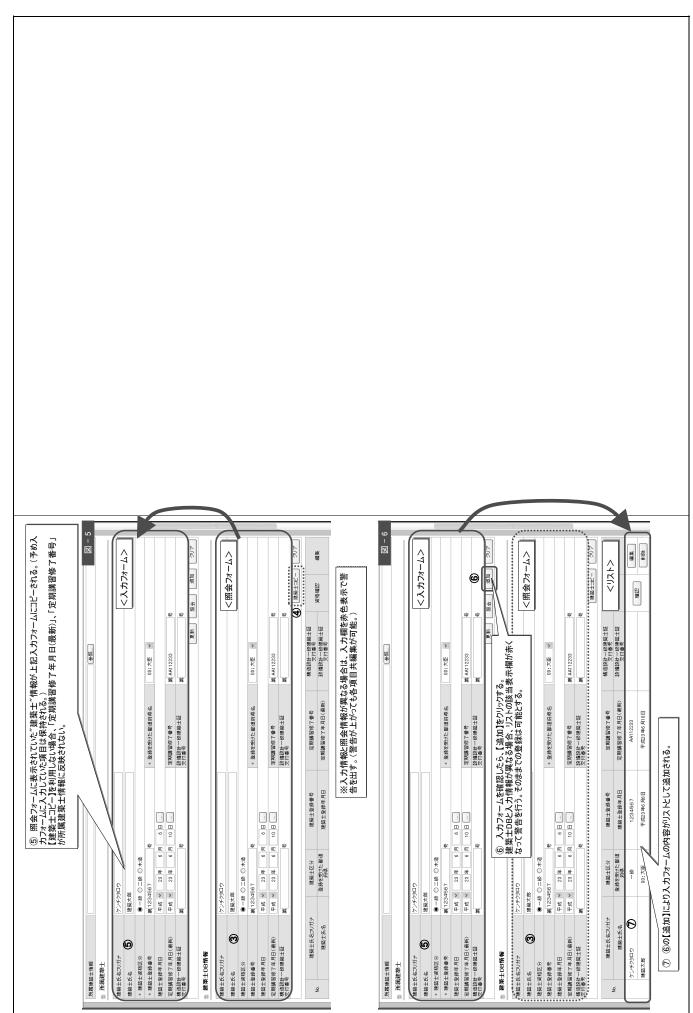
0-5

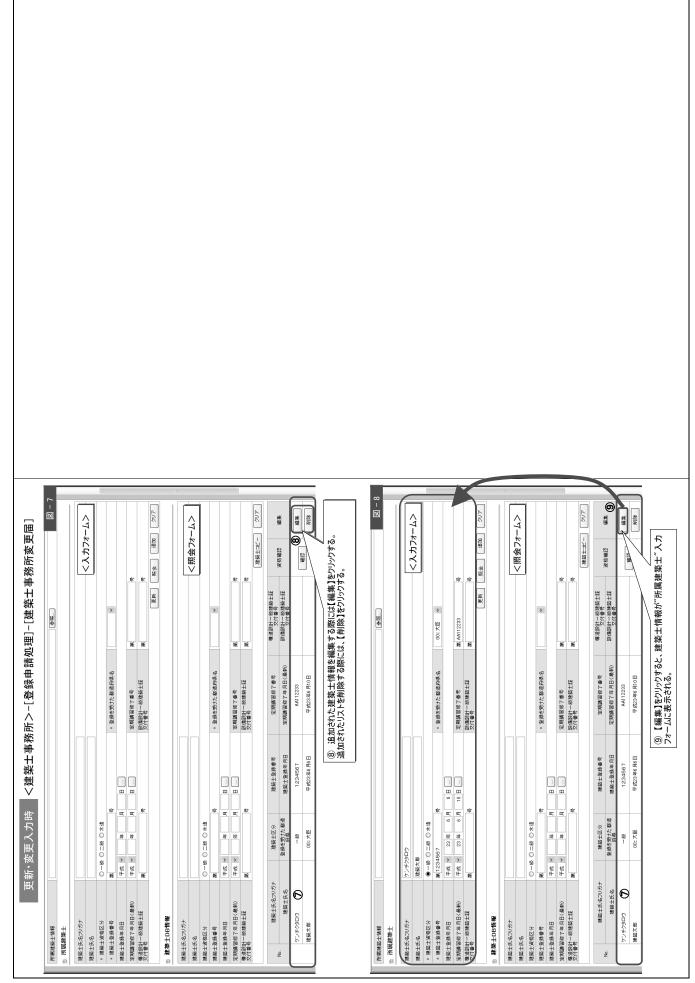
8- <u>×</u>	HIX	Ш						Varl		1										
] £4√	仮登録 割百	設備設計一級建築士 名		<\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		# 60		更新	<1-×C₹ >					雑雑十二に「	/ // // // // // // // // // // // // //					
			Ш									\			~ # I					
		株道設計一級建築士 名 名		× ₩	記録	# TY-0890-EHGBA-C	数 675a843itb	_		₩	段機	# TY-0890-EHS	第 675a843ltb		入力欄の【更新】をクリ、 エックを行う。 ムとの差異が無くなった る。					
			黎田	氏名イメージ表示 *988を受けた報道信仰。◆		事 品	定期課習修了番号 設備設計一級建築士莊 交付奉号	Ш		氏名イメージ表示 *参議を発士す整治信息の	監護	上誘習修了番号			更の際、管理建築士入力欄の[更新]をリリ、 概会し、登録情報のチェックを行う。 管理建築士 入力フォームとの差異が無くなった 箇所は通常表記に戻る。					
		十.据惯规V		80.48	「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」	管理建設工廠工廠工業等	定脚誘習修了番号 設備設計一級建築士証 交付番号	Ш	数目	##	(編集) (編集機)	管理建筑土蒜習修了春号	定期課配修了番号 設備設計一級維斯士語 及付奉号		③ 更新・変更の際、管理建築士人力欄の【更新】をリックすると、建築士DBへ照会し、登録情報のチェックを行う。 建築士DBと管理建築士入力フォームとの差異が無くなった場合、赤く警告していた箇所は通常表記に戻る。					
			数目 「日経	80.48	11人人の 日本のであったのである。 「日本のであったのである」		6 月 22 日 定期講習修了番号 設備設計一級建設計型 3 文件番号 文件番号	Ш	6	##	(編集) (編集機)	28 年 6 月 7 日 管理建築士錦習修了番号 23 年 6 月 10 目 管理建築士錦習修了番号	定期課配修了番号 設備設計一級維斯士語 及付奉号		 ・ 更新・変更の際、管理建築士人力欄の【更新】を切り建築士DBへ照会し、登録情報のチェックを行う。建築士DBと簡理建築士人力フォームとの差異が無くなった警告していた箇所は通常表記に戻る。 					

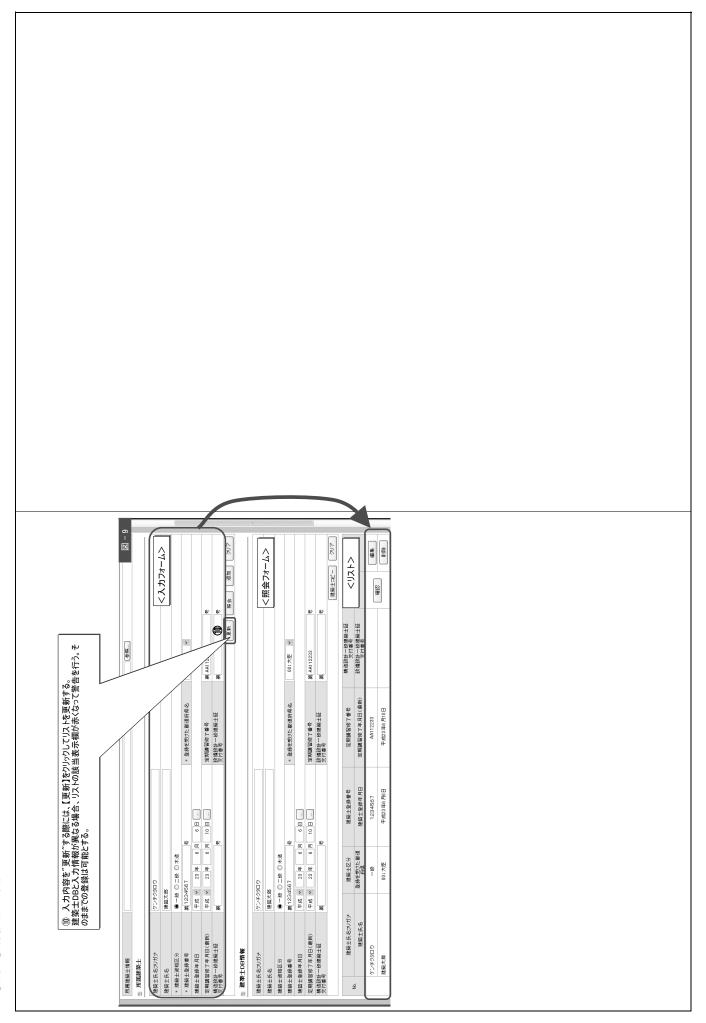


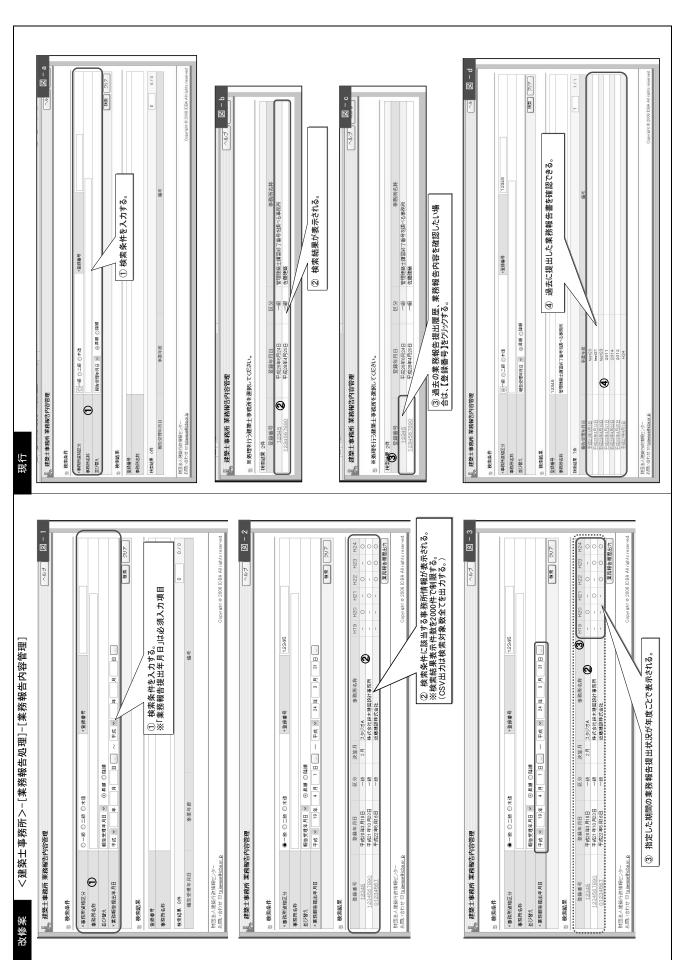
<u>S</u>-1

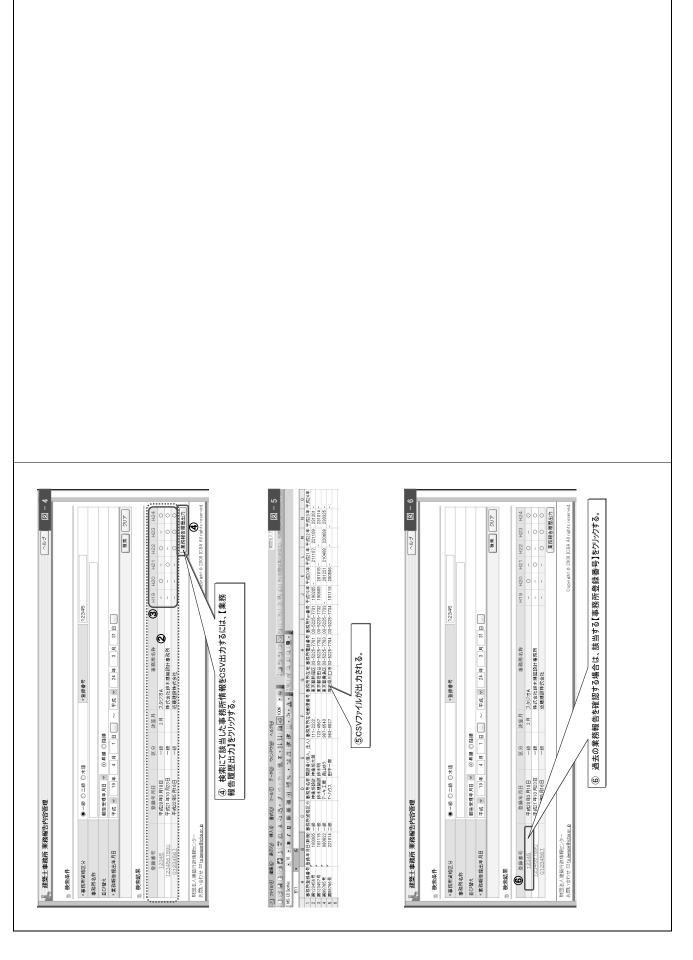


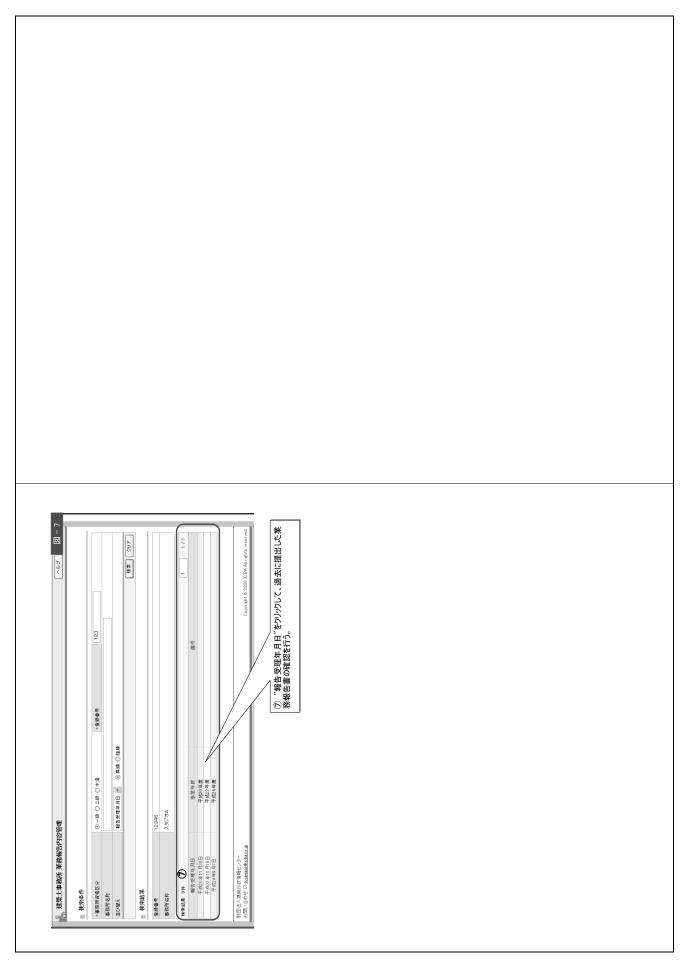












平成 23 年 9 月 12 日

都道府県 建築士法行政主務課長 様

一般財団法人建築行政情報センター

建築士・事務所登録閲覧システム改修に関するお願い

日頃、建築士・事務所登録閲覧システムをご利用戴きありがとうございます。

さて、建築士・事務所登録閲覧システムについては、管理建築士講習及び建築士定期講習の 未修了者特定、並びに業務報告書提出督促の効率化等を目的として、平成23年4月28日に開催された建築行政共用データベース連絡協議会において、改修を実施する旨ご説明し、同協議会に設置した企画改善部会において改修仕様等について検討して参りました。

今般概ね仕様が確定しましたので、別添のアンケートを実施致します。

つきましては、建築士・事務所登録閲覧システムを今後、建築士行政に一層ご活用戴きたく、 下記について全都道府県のご了承を戴けますよう、お願い申し上げます。

記

1. 管理建築士講習及び建築士定期講習の情報の取得

- ①建築士名簿から建築士事務所登録簿へ建築士登録情報を取得する
- (ご了承が得られない都道府県の当該情報は、自他都道府県において照会できません。)

A県が管理する事務所システムの管理建築士、所属建築士に関する登録情報※を、「登録都道府県・資格区分・建築士登録番号」をキーとして、建築士システムから照会し、事務所システムにコピーすることができる機能の追加。

- ※氏名及び旧姓(フリガナ・氏名外字画像データを含む)、建築士登録年月日、管理建築士講習修了年月日・修了番号、定期講習修了年月日(直近)・修了番号(直近)、構造(設備)設計一級建築士証交付番号、登録都道府県、資格区分、建築士登録番号、合格年月日
- ②講習受講有無の更新等(建築士システムの入力内容を事務所システムに反映)

定期講習は、毎週、情報更新し、直近に修了した定期講習の情報を表示する機能を追加。 管理建築士講習の修了番号、修了日は、現在、未入力のものに限定して1度だけ取得。

2. 業務報告 「事業年度」のプルダウン化

事務所システムに登録済の事業年度は、現在自由入力できるため「平成○年□月」、「H ○.△」などと様々な形態となっております。そこで処理の効率化のため、「平成○年度」 に置き換えて統一します。統一するための作業は、各都道府県で実施して戴くか、ご指示 により ICBA が行います(入力済の値は、備考欄に移す予定です)。また、改修後は「平 成○年度」のプルダウンメニューからの入力になります(自由入力はできません)。

3. お問い合わせ・ご回答先

一般財団法人 建築行政情報センター システム管理課 小池・佐藤 電話 03-5225-7705 FAX03-5225-7731

e-mail kensupport@icba.or.jp

以上

建築士・事務所登録閲覧システム システム改修についてのご確認事項

以下3項目につきまして、参考資料をご確認の上、E-Mail 若しくは Fax にて、9月22日までに、別紙にてご回答の程、どうぞ宜しくお願い致します。

1. <事務所システム>管理建築士講習及び建築士定期講習の情報の取得

【機能改修の目的】

事務所システムにおいて、管理建築士の管理建築士講習修了情報の取得および管理建築士、所属建築士の定期講習情報を、建築士システムから自動的に反映させ、画面確認と共に CSV 出力も可能とすることにより、定期講習修了有無の確認、督促等の効率化を図る。

【機能改修の概要】

- ①各都道府県が管理する事務所システムの建築士事務所新規登録、更新時に、管理建築士、所属建築士に関する登録情報※を、「登録都道府県・資格区分・建築士登録番号」をキーとして、建築士システムから照会し、事務所システムにコピーすることを可能とする機能。
- ※氏名及び旧姓(フリガナ・氏名外字画像データを含む)、建築士登録年月日、管理建築士講習修了年月日・修了番号、定期講習修了年月日(直近)・修了番号(直近)、構造(設備)一級建築士証交付番号、登録都道府県、資格区分、建築士登録番号、合格年月日
 - ご了承が得られない都道府県の当該情報は、自他都道府県での照会ができません。
- ②各都道府県が管理する事務所システムで管理建築士講習情報(講習修了番号、講習修了年月日)が空白の場合、建築士システムから、キー項目「登録都道府県・資格区分・建築士登録番号」により検索し、管理建築士講習情報をシステムリリース時に 1 度だけ取得する。(取得された情報は、登録項目として登録される。)

また、管理建築士及び所属建築士に関する定期講習情報(講習修了番号、講習修了年月日)を、建築士システムから、キー項目「登録都道府県・資格区分・建築士登録番号」により検索し、毎週1回情報更新、直近の定期講習情報を表示、CSV出力させる機能を追加する。

建築士システムからの講習会情報の反映については、当該建築士情報を所管する都道府県の了解を得て実施する。そのため、了解の得られない都道府県が所管する建築士の講習会情報は自他都道府県へ反映されない。

【機能改修の留意点】

- 1. 事務所システムのキー項目が誤っている場合は、当該誤ったキー項目に対応した情報が反映される。なお、事務所システムの管理建築士又は所属建築士を登録・更新する際、建築士システムから事務所システムにコピーすることが可能となる(1. ①)ため、今後、登録の際、キー項目を誤る可能性は少ないと思われる。
- 2. キー項目に該当する建築士が建築士システムに存在しない場合は、講習会情報は空白となる。
- 3. キー項目に該当する建築士が建築士システムに複数存在する場合は、重複した建築士のどの情報が反映されるかは保証の限りではない。
- 4. 建築士定期講習情報は、表示のみで、直近の講習修了情報を表示する。

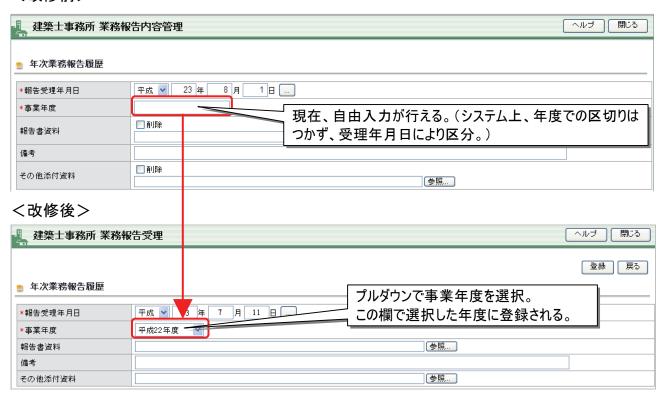
2. <事務所システム>業務報告「事業年度」のプルダウン化

【機能改修の目的と概要】

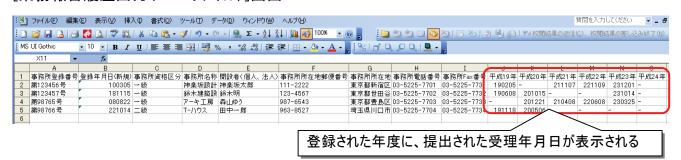
業務報告書提出の徹底および督促の効率化を図るため、業務報告書の提出の有無を「事業年度」で検索可能とする他、「業務報告履歴出力」(CSV ファイル出力)を可能とする。

事業年度での検索結果の一覧には、業務報告履歴最大6年分を表示する他、「業務報告履歴出力」(CSVファイル出力を行う新機能)にて、建築士事務所の概要と業務報告書提出の有無が出力されるようになる。

<改修前>



「業務報告履歴出力(CSV ファイル)]画面



※今回のシステム改修全般については、以下よりご確認戴けます。

http://www.icba.or.jp/kenchikushi/ken_kaishushiyo.pdf

- ■この件に関するお問合せ、ご回答先
- 一般財団法人 建築行政情報センター システム部システム管理課 担当:小池、佐藤

E-Mail: kensupport@icba.or.jp

Tel: 03-5225-7705 Fax: 03-5225-7731

建築士・事務所登録閲覧システム システム改修について

一般財団法人 建築行政情報センター 小池、佐藤 宛て

本県(都・道・府)は、建築士・事務所登録閲覧システム システム改修について、以下のとおり回答する。なお、データの取り扱いについては細心の注意を払い、当該目的以外に使用しないこと。

<回答>

- 1. <事務所システム>管理建築士講習及び建築士定期講習の情報の取得
 - ①建築士事務所新規登録、更新時に、管理建築士、所属建築士に関する登録情報※を、建築士システムから照会し、事務所システムにコピーすることを可能とする機能。
 - ※氏名及び旧姓(フリガナ・氏名外字画像データを含む)、建築士登録年月日、管理建築士講習修了年月日・修了番号、定期講習修了年月日(直近)・修了番号(直近)、構造(設備)一級建築士証交付番号、登録都道府県、資格区分、建築士登録番号、合格年月日

	五. 冰. 切. 行	旦的 乐、 真俗色刀、 建杂工豆啉省分、 口俗十万口	
		許可する	
		許可しない	
2	管理建	築士講習情報が空白の場合、リリース時に情報取得を実施。	
	また、管	管理建築士及び所属建築士に関する定期講習情報を、毎週1回情報更新、	直近
	の講習	修了情報を表示、CSV 出力させる機能。	
		許可する	
		許可しない	

2. <事務所システム>業務報告 「事業年度」のプルダウン化

新機能を使用するため、これまで自由入力した事業年度を和暦の年度表示(例:平成〇〇年度)に統一してデータ置換を実施してよいか。なお、統一する場合はお申し出により ICBA が一括して統一することも可能です(無償)。

(統一しない場合、これまで自由入力されている情報は、備考欄に移動され、事務所詳細画面で報告受理年月日及び事業年度を確認することはできますが、新たな機能である「検索」や「業務報告書履歴出力」では正しい出力はできません。)

□年度表示の更新を行う。 → □統一は ICBA に依頼する	口統一は自ら行う
口年度表示の更新を行わない。(新しい機能は使用しない)	

平成 23 年 月 日

都道府県名

部署名

氏 名

概要版マニュアル Ver. 1.1

共用 DB 掲示板システム

平成 23 年 10 月 27 日 財団法人建築行政情報センター

[「共用DB掲示板システム」の概要版マニュアル]

		次		
● 1 − 1	掲示板システムの目的 ・・・・	 		· · · · · · 2 F
● 2 − 1	画面構成 ・・・・・・・・・	 	. 	· · · · · · 3 F
● 3 − 1	操作方法概要 ・・・・・・・	 		• • • • • 4 F
3 - 2	お知らせ登録機能について ・・	 		• • • • • • 5 F
3 - 3	お知らせ検索機能について ・・	 • • • • • •		· · · · · · 9P
3 - 4	お知らせ一覧機能について ・・	 		· · · · · 10F

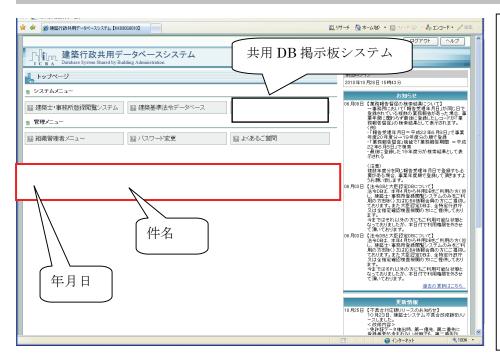
■1-1 掲示板システムの目的

建築行政共用データベースシステムは、建築士及び建築士事務所等の登録情報並びに住宅建築物のストック情報等を総合的に管理提供できるデータベースシステムで、平成 19 年度から 3 カ年をかけて構築されました。建築行政共用データベースシステムにより、建築士、建築士事務所及び指定確認検査機関等に対する指導監督や、情報開示の徹底、違反建築物対策や、既存建築物に係る各種施策の推進等、建築行政の的確化、迅速化に寄与することを目的としています。

本マニュアルでは、共用DB利用者が、全国の行政庁で処分された建築士事務所の情報等を相互に共有することを目的として、組織間で発生する掲示・報告事項を登録、および表示するための「掲示板システム」の操作を説明します。

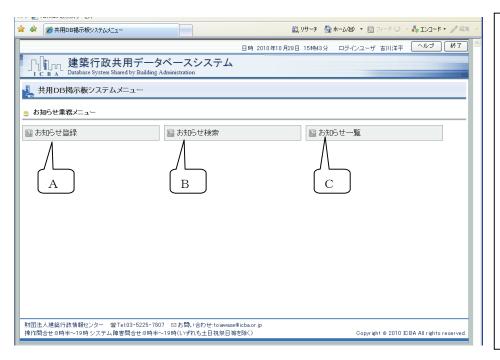
[「共用DB掲示板システム」の概要版マニュアル]

■ 2-1 画面構成



左図は、共通基盤 (ログイン直後の画 面)です。他組織が 掲載したお知らせ は、左図赤枠のよう に表示されます。

見落としを回避するため、「共用 DB 掲示板システム」を立ち下げなくとも、共通基盤上でお知らせが表示されます。



左図は、掲示板システムを立ち上げたときの画面です。

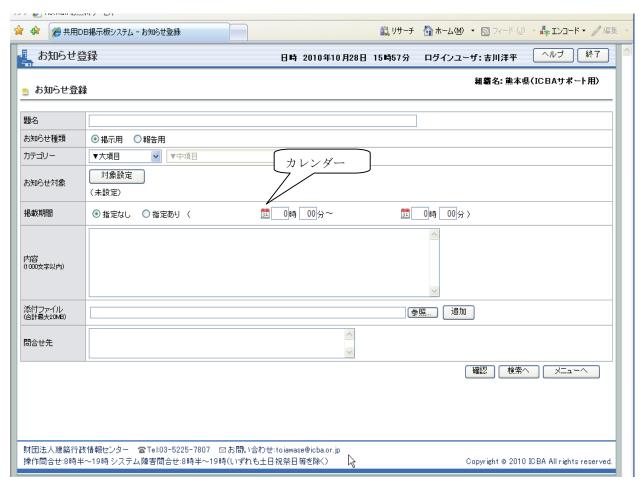
掲載されているお 知らせは、「お知らせ 一覧」で確認するこ とができます。

業務メニュー	機能	権限
A. お知らせ登録	お知らせの登録を行います。	登録者権限ユーザー
B. お知らせ検索	自組織 で掲載したお知らせの検索、変更、削除を行い	登録者権限ユーザー
	ます。	
C. お知らせ一覧	自組織及び他組織 が掲載したお知らせを一覧で見る	閲覧者権限ユーザー
	ことができます。	

[「共用DB掲示板システム」の概要版マニュアル]

■ 3-1 操作方法概要

■A。お知らせ登録機能 全般



項目名	説 明
1. 題名	お知らせの題名を入力します。
2. お知らせ種類	掲示用か報告用を選択します。
3. カテゴリー	分類項目を選択します。
4. お知らせ対象	お知らせする機関(国・都道府県・建築士会・事務所協会の中から)を選択
	します。
5. 掲載期間	掲載期間の指定「あり」・「なし」と、「あり」ならばその掲載期間を入力しま
	す。
6. 内容	お知らせ内容を入力します。
7. 添付ファイル	ワード、エクセル、PDF、JPG などのファイルが添付可能です。(最大 20MB)
8. 問合せ先	自組織の名前と連絡先を入力します。

[「共用DB掲示板システム」の概要版マニュアル]

■3-2 お知らせ登録機能について

■お知らせ登録機能 「1. 題名」について

題名

題名については、「お知らせ一覧」画面において、他組織により登録された建築士事務所の処分情報をブラウザの検索機能を用いて確認しやすくするため、題名の表記方法を次のとおり統一するようにしてください。(※本システムには、他組織による登録情報を検索する機能はありません。)

●1. 建築士事務所の監督処分の場合

【掲示】<u>●①(処分年月日)②(建築士事務所名)③(開設者名)④(事務所等級)⑤(事由発生日)⑥(処</u>分期間)⑦(都道府県名)

例)【掲示】●①110111 ②建築太郎一級建築士事務所 ③一級 ④101222 ⑤110111~120110 ⑥(○県)

● 2. **修了者**データの場合

【掲示】管理建築士講習および建築士定期講習の修了者データについて(**都道府県名**) (H○○.○月分)

●3. 庁内連絡の場合

【掲示】①タイトル ②(都道府県名)、掲載期間は3ヶ月を原則とする。

■お知らせ登録機能 「2. お知らせ種類」について

お知らせ種類 ● 掲示用 ● 報告用

明確な区別の基準はありませんが、処分の内容によってお選びください。基本的には、デフォルト(初期設定)である「掲示用」を選択していただければよいと思います。

■お知らせ登録機能 「3.カテゴリー」について



左図のように、「カテゴリー」には、複数の 選択肢がありますが、これは、他のサブシス テムの利用者を想定しているためです。

建築士・事務所登録閲覧システムをご利用 される方の場合、内容に合わせて、「処分情報」 又は「その他」のどちらかを選択するように してください。(注:「処分情報」又は「その 他」を選択すれば中項目の入力は要求されま せん。)

[「共用DB掲示板システム」の概要版マニュアル]

■お知らせ登録機能 「4. お知らせ対象」について



お知らせ先を選択する項目です。上図のように選択肢が多数表示されますが、「カテゴリー」と同様に、建築士・事務所登録閲覧システム以外のサブシステムの利用者を想定しているためです。 建築士・事務所登録閲覧システム利用者においては、国・都道府県・都道府県指定登録機関(= 建築士会)・指定事務所登録機関(=事務所協会)の中から選択してください。

- 1. 国
- 2. 都道府県(建築士法)
- 3. 特定行政庁(基準法)
- 4. 限定特定行政庁(基準法)
- 5. 指定確認検査機関
- 6. 中央指定登録機関 = 建築士会連合会
- 7. 都道府県指定登録機関 = 建築士会
- 8. 指定事務所登録期間 = 建築士事務所協会
- 9. 登録講習機関

[「共用DB掲示板システム」の概要版マニュアル]

■お知らせ登録機能 「6. 内容」について



内容については、全国で共有するための処分情報となるため、以下のようなフォーマットで掲載するようにしてください。とくに、処分対象建築士事務所の登録申請者が法人である場合は、 当該処分の原因となった事実があった日1年内にその法人の役員であった者についても【役員名】 欄に記載するようにしてください。

●建築士事務所の監督処分の場合

掲載年月日 (処分情報):例

【処分年月日】平成〇年〇月〇日

【事務所名】建築太郎一級建築士事務所

【開設者名】建築太郎

【事務所等級】一級

【登録番号】○○県知事登録第 999999 号

【事由発生日】平成○年○月○日

【役員名】構造花子、設備三郎

【管理建築士名】建築太郎

【処分内容】事務所閉鎖3ヶ月

【処分期間】平成〇年〇月〇日~平成〇年〇月〇日

【処分概要】建築太郎一級建築士事務所の管理建築士(建築太郎)が、建築基準法第20条(構造耐力)の 規定に適合しない設計を行ったとして、国土交通省から懲戒処分を受けた。

添付ファイル: 平成〇年〇月〇日〇〇氏よりヒヤリングした際に提出のあったもの、または、聞き取りなどを根拠に確認したものであると明記(役員名、法人名、同法人の事務所登録がある都道府県名)する。

問い合わせ先

【掲載】○○県○○整備部○○課

【担 当】〇〇担当 〇〇 〇〇

【電 話】0000-00-0000

[「共用DB掲示板システム」の概要版マニュアル]

■お知らせ登録機能 「7. 添付ファイル」について



添付ファイル名は、「【処分事務所】○○株式会社の役員が兼務する法人」としてください。 添付ファイル(pdf:最大容量は、20MB)を添付したのち、「追加」ボタンを押下してください。 (「追加」ボタンを押下しないこと、添付ファイルが登録されません。

■お知らせ登録機能 「8. 問合せ先」について

면수##	^
1010 670	·

登録の「内容」で登録項目を参照してください。

■お知らせ登録機能 登録を押すと完了



全ての入力が完了して確認ボタンを押すと、左上のような画面へ 遷移します。

入力内容を確認して修正したければ「戻る」ボタンを、入力内容がよければ「登録」ボタンを押下してください。

なお、処分情報については、掲載期間を「指定なし」としてください。また、別途、文書にて他都道府県へ通知する場合は、当該文書を「添付ファイル」に掲載してください。

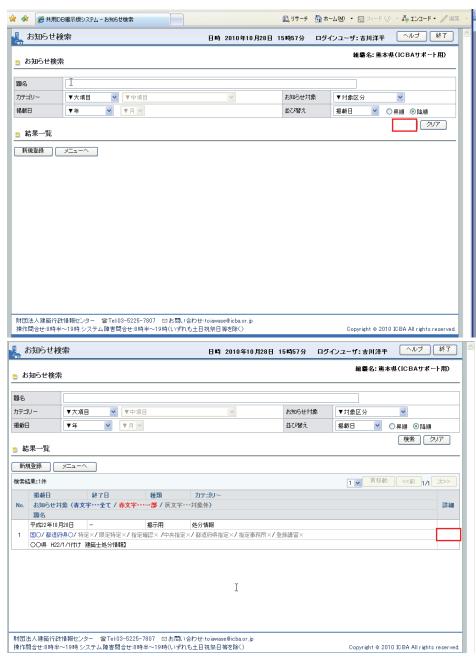
「登録」すると左下のような画 面へ遷移し、お知らせの掲載が完 了したことを知らせます。

「お知らせ検索へ」又は、「メニューへ」のどちらかを押し、次の操作に移れるようになります。

[「共用DB掲示板システム」の概要版マニュアル]

■3-3 お知らせ検索機能について

■お知らせ検索機能 お知らせ検索画面



自組織で登録した お知らせを検索する ことができます。

また、登録したお知らせを削除したり、再編集ができます。

「検索」すると左下 図のような画面が表 示されます。

削除又は再編集したいときには、赤丸の「詳細」ボタンを押して頂くことによって、処理が可能な画面へ移動します。

[「共用DB掲示板システム」の概要版マニュアル]

■3-4 お知らせ一覧機能について

■お知らせ一覧機能 お知らせ一覧画面



お知らせ一覧機能は、開くと上記のように現在掲載されているお知らせが、自組織・他組織とも含めて一覧で表示されます。

日にちごとで表示されますので、同じ日に複数件、掲載されている場合、赤枠のように表示されます。クリックをすると詳細画面へ遷移します。

平成23年10月27日

企画改善部会及びWG開催スケジュール(案)

下表の予定日程は仮置きとし、日程変更及び課題検討の進捗による回数増減があり得ます。

日程	会議名称	備考
上半期		
平成23年 7月 5日(火)	第1回 企画改善部会	開催済
	第1回 基準法システムWG	開催済
	第1回 士法システムWG	開催済
8月25日(木)	第2回 士法システムWG	開催済
9月21日 (水)	第2回 基準法システムWG	開催済
10月27日(木)	第2回 企画改善部会	中間報告案
下半期 (連絡協議会総会以降)		
平成24年 1月18日(水)	第3回 基準法システムWG	
1月20日(金)	第3回 士法システムWG	
2月15日(水)	第4回 基準法システムWG	
2月21日(火)	第4回 士法システムWG	
3月21日(水)	第3回 企画改善部会	最終報告案

原則として、開催時間及び会場は、13:30~16:30 ICBA会議室とします。

<配付資料のダウンロードサイト>

企画改善部会及び各WGを含め、連絡協議会関係の配付資料は、下記サイトより ダウンロードできます。

ICBAトップページ→「建築行政共用DB」→「送付文書一覧」